SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

静岡裁判所の刑事司法手続：治罪法施行以前の死罪事案を中心に (佐藤信一先生・田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2014-07-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 誠一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007881

論説

静岡裁判所の刑事司法手続
―治罪法施行以前の死罪事案を中心に―

橋本誠一

はじめに

本稿は、明治一〇年代前半に静岡裁判所が宣告を下した死罪案一六件（各死罪案を編綴順に事例番号を付し、おもな諸手続の日程を整理したものが【表一】である。また本稿の末尾には全一六件の詳細な工程表も掲載した）について分析するものである。これらは国立公文書館所蔵内閣文庫『府県史料（静岡県）』二九[1]に収められた、静岡県罫紙に書かれた原本の写しである。これらの資料分析を通して、当時の裁判手続、とくに死罪案に関する刑事司法手続（犯罪の認知→捜査→糺問判事下調→起訴→公判→大審院批可→判決言渡）の実態を可能な限り復原することが本稿の課題である。

周知のように、明治日本における司法制度の近代化は、一八七二（明治五）年八月三日太政官無号「司法省職制並

【表１】『府県史料（静岡県）』29に収録された死罪事案手続一覧

事例番号	糺問判事下調	求刑（求判）	公判初席	口書読聞	結審（公判済）	擬律案伺	大審院批可通達	宣告
1		78.09.30		78.11.11		78.11.22	79.01.22	79.01.23
2		78.11.12		79.03.04		79.03.07	79.04.29	
3		78.10.04		79.03.12		79.03.14	79.04.11	79.04.15
4		79.07.24		79.09.11		79.10.06	79.10.30	79.11.03
5		79.09.02		79.10.13		79.10.28	79.12.02	79.12.05
6		79.10.29		79.11.14		79.12.04	79.12.25	
7		75.12.12		77.10.18 78.01.18		77.10.24 78.04.19	78.04.30	78.05.04
8		78.03.22		78.07.11 ～13		78.07.24	78.08.28	
9		78.07.22		78.09.18		78.09.19	78.10.10	78.10.14
10		78.08.30		78.11.27		78.12.04	78.12.26	78.12.27
11		79.09.09		79.10.29		79.12.04	80.02.07	
12				80.04.17	80.04.20	80.04.26	80.05.21	
13		80.03.10		80.04.20		80.04.**	80.05.31	
14		80.06.15	80.06.17	80.06.24	80.06.24	80.06.30	80.07.29	
15	79.06.*～ 09.13	79.09.24	79.10.01	80.06.30	80.06.30	80.07.08	80.09.22	
16	80.12.*～ 81.01.25	81.02.07		81.02.21	81.02.21			

注）数字は年月日を示す。なお、網かけは原資料に記載がないことを示す。
【出典】国立公文書館所蔵内閣文庫『府県史料（静岡県）』29から作成。

ニ事務章程」〔司法職務定制〕[2]の制定をもって始まる。それは、旧来の府藩県三治制下の聴訟・断獄事務体制を抜本的に変革することを目指し、司法省の省務を裁判所、検事局、明法寮に三分するとともに、裁判所の種類を司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、区裁判所の五種に定めるものであった。日本における近代的司法制度の確立過程はまさにここから始まったのであり、「司法権の独立がここにその最初の礎石をすえた」という点で大きな「歴史的意義」を有するものであった。[3]

その後、司法職務定制に代えて、一八七五（明治八）年五月二四日太政官第九一号布告「大審院諸裁判所職制章程」が新たに制定された。これにより、裁判所制度は《大審院―上等裁判所―府県裁判所―区裁判所》として再編・整備された。[4]同時に、同年六月八日太政官第一〇三号布告「裁判事務心得」[5]第一条により、各裁判所に対して「民事刑事共法律ニ従ヒ遅滞ナク裁判」することを求めるとともに、もし「疑難」があっても従前のように「裁判ヲ中止シテ上等ナル裁判所ニ伺出ルコト」を禁止した（ただし、死罪事件、終身懲役事件を除く）。[6]この体制は、基本的に一八八二（明治一五）年一月一日の治罪法施行によって廃止されるまで存続した。

このような裁判制度近代化の歩みを便宜的に時期区分すれば、〔一〕府藩県三治制期（一八六八～七二年）、〔二〕司法職務定制期（一八七二～七五年）、〔三〕大審院諸裁判所期（一八七五～八一年）、〔四〕治罪法施行期（一八八二年以降）、と分けることができる。これまでの研究の多くは、すべての時期に共通して、おもに個別裁判事例（農民騒擾事件、自由民権裁判など）や個別罰条（自首条など）の運用実態に関する綿密な実証研究として展開されてきた。[7]これに対して、本稿の主たる関心は、時期区分〔三〕期における刑事司法手続の構造を全体的に把握することにある。

刑事司法手続に関心を寄せる本稿としては、とくに霞信彦氏と岩谷十郎氏の見解に言及する必要があるだろう。霞

氏は、新律綱領・改定律例施行下――おもに本稿の時期区分〔二〕に重なる――において司法省明法寮と各県・各裁判所との間で交わされた刑事裁判に関する伺・指令の重要性に着目し、それをもって当該時期の構造的特徴と捉え、「伺・指令裁判」として概念化した。[8] さらに岩谷氏は、一八七五（明治八）年の明法寮廃止、大審院設置以後――本稿の時期区分〔三〕〔四〕に相当する――も、司法省と大審院以下各裁判所との間で伺・指令が継続されたこと、そして一八七九（明治一二）年二月二四日司法省達「内訓条例」によりそれは新たなシステム（岩谷氏はこれを「訓令システム」と呼ぶ）に再編されたことを指摘する。[9] しかし、「伺・指令裁判」も「訓令システム」も、手続構造の一局面を概念化したにすぎない。試みに本稿の時期区分〔三〕における刑事裁判手続を分類・整理すれば、死罪案、終身懲役罪案、その他の罪案という三つの系統に分けられる（【図一】参照）。たとえば死罪案は、地方裁判所、上等裁判所、大審院の三者が一体となって（起訴から判決言渡に至る）一連の審理手続を完結させる。これに対して、その他の罪案は地方裁判所だけで一つの審理手続が完結する（その後に上訴がなされると、新たな審理手続が開始される）。[10] 要するに、伺・指令や内訓は、これらの審理手続に付随して裁判所が司法省に対して行うものであることから、これらをもって手続構造の全体を特徴づけることは困難ではないか、というのが本稿の見解である。

とはいえ、実際に本稿が分析するのは、『府県史料』中に収められた静岡裁判所死罪事件一六件だけである。また、時期的には〔三〕大審院諸裁判所期（一八七五～八一年）に限られる。いずれの意味でも、本稿の試みは不十分なものと言わざるをえない。しかし、今後、このような作業を継続していけば、司法職務定制期の刑事司法手続が大審院設置以後どのような変容を遂げ、さらに治罪法施行以後いかなる変化を蒙ったのかということを連続的かつ一体的に把握することが可能になるのではないかと期待している。[11]

【図１】刑事裁判手続構造概念図

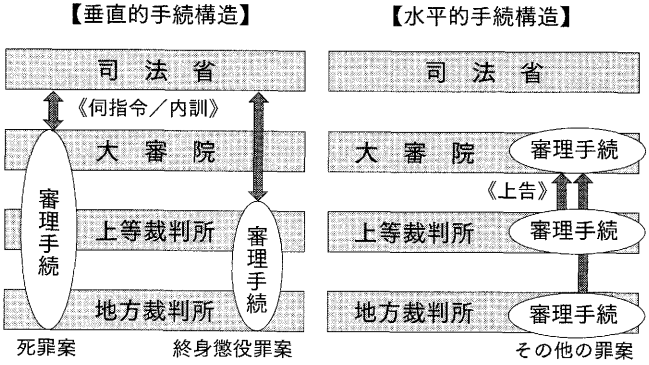

なお、以下の考察は、死罪案一六件のうち事例一六（以下、とくに断らない限り「本件」という。）をおもに取り上げ、必要に応じて他の事例にも言及するという方法で叙述していきたい。

一　司法警察

まず最初に、当時の司法警察制度の概要を確認しておこう。明治維新後、初めて「司法警察」の語を用いたのは、一八七四（明治七）年一月二八日太政官第一四号達「検事職制章程司法警察規則」であった。[12] その第一〇条は、司法警察の語について「其犯人ヲ探索シテ之ヲ逮捕スルモノ」と定義づけた。[13] これに対し、新たに制定された一八七六（明治九）年四月二四日司法省達第四八号達「司法警察仮規則」は、その第二条で司法警察を「罪犯ヲ探索検視シテ事証ヲ取リ各裁判所ニ付スル」こと、つまり犯罪事案について捜査し、証拠を収集し、被疑者を起訴することと定義した。[14]

ところで、この司法警察仮規則は一八八一（明治一四）年一二月末日まで存続し、治罪法の施行（一八八二年一月一日）をもって消滅し

た。つまり、本稿が分析対象とする時期〔三〕の現行法であった。そこでいま少し司法警察仮規則の内容を確認しておこう。それによれば、司法警察活動を担う「官」（仮規則の用語法では「司法警察官」）は、検事・検事補と警察官吏（地方警部、警部補）である（第三条第一項）。このうち警察官吏は違警罪について司法警察の全権を有するが、その他の罪犯（重罪・軽罪）については検事補助として活動するとされた（第三条第二項）。ただし、いまだ検事が派出されていない県では、警察官吏は地方官（県令）の命を受けなければならない（第三条第二項但書）[15]。ちなみに、静岡裁判所に検事が着任したのは、一八八一（明治一四）年五月一七日司法省丙第九号達「名古屋、熊谷、松本、松山、広島、水戸、松江、弘前、静岡、高知、熊本、福島、鹿児島十三裁判所ヘ検事ヲ置ク」発布以後の、同年六月二九日のことであった（浜松支庁への着任は一〇月二六日）[16]。したがって、それまでの時期は静岡県令が検事の職務を代行し、警察官吏を指揮していたことになる。

また、司法警察仮規則は、検事の職務としておもに以下の三つを定めた。すなわち、①「違警犯ヲ除クノ外総テ罪犯」に関する告訴・告発の受理（第四条前段）、②現行犯（準現行犯を含む）に対する検視処分、検視明細書の作成等、裁判所への起訴（第四条後段）、③重罪犯や犯情繁雑事件における糺問判事への下調請求と下調済後の起訴（第六条）。また、警部の職務として、①現行犯の場合は、直ちに犯所に急行し、「検事ノ行フヘキ一切ノコト」（告訴・告発の受理、検視処分、検視明細書の作成）を行うこと（第八条）、②告訴・告発文書、現行犯の検視明細書などの文書を検事に送致すること（第一一条）、などを列挙した。そしてこれらの職務を遂行させるために、司法警察仮規則は、司法警察官（検事と警部）に検視処分、禁足命令、犯人拿捕・勾留、糺問などの強制処分権限を付与した[17]（第一三～二〇条）。

二　犯罪認知と捜査

犯罪事件の発生が認知されると、まず司法警察官による検視処分が行われた。これに関して、司法警察仮規則は次のように規定した。すなわち、住民等の報知[18]により「現行ノ重犯」（重罪の現行犯[19]）を認知したとき、巡査は司法警察官に急報するとともに、犯人を追拿し、一切の証跡を看護し、現場を保存し、見証人の離散を制しつつ、司法警察官の来着を待たなければならない。そして、巡査からの急報を受けた司法警察官は、犯行現場に到着後ただちに犯所に臨み、検視処分を行わなければならない（第一三条）。ただし、司法警察官の所在地が遠隔である場合は、必ずしも犯所に臨む必要はない。そのときは代わりに巡査が検視処分を行い、その結果を司法警察官に報告すればよい。また、司法警察官に疾病・故障があるときも、巡査に委任して、検視処分を終えることができる（第一三条但書）。

それでは、本件（事例一六）の検視処分はどのように行われたのか。本件は、一八八〇（明治一三）年七月二九日午後九時頃、賀茂郡上多賀村（現熱海市）において発生した強盗殺人事件である。左にその後の推移を整理してみよう。

7月29日　上多賀村戸長、検視願（宛名は静岡県令）を熱海分署へ提出
　　熱海分署、三島警察署へ事件発生を急報
7月30日　熱海分署長（一等巡査山村三代治）ら犯所へ急行
　　分署長ら犯所到着、直ちに探偵に従事[20]（午前三時過ぎ）

三島警察署長（八等警部小林昌啓）、分署長に検視処分を指揮[21]（午後二時三〇分）
分署長、検視処分を開始[22]（午後五時）
7月31日　分署長、意見書[23]、検案書[24]、検視明細書[25]、仮口書[26]を作成し、三島警察署長に提出

このように本件では、三島警察署長（警部）が（事件発生地が遠隔であることから）熱海分署長（巡査）に対して、ただちに検視処分を行い、その結果を報告するよう指揮した。そして、その指揮を受けた熱海分署長は自ら検視処分を行い、その結果を検視明細書などにとりまとめて報告したのである。なお、本件の他に検視処分に言及するものは、わずかに五件（事例一、二、七、九、一四）にとどまる。その記載内容もごく簡単である。残り一〇件が検視処分に言及していないのはそもそも（たとえば非現行犯であるために）検視処分が行われなかったからなのか、あるいはそれ以外の理由によるものなのかは判然としない。

さて、事件発生から約二週間後の八月一五日、かねて逃亡中の被疑者の身柄が確保（「捕獲」）された。それは「準現行犯」としての逮捕であった[27]。司法警察仮規則第一二条によれば、「衆人指名シテ其犯主タルコトヲ哄傳」しているか、もしくは「兇器文書其他罪犯ノ証憑タルヘキ物ヲ携帯シ」ていることから「犯人ト思察」できるときは、「犯罪ヨリ時日ヲ過キ」ていても「現行犯ニ准」じて処理することが認められていたのである[28]。なお、被疑者を捕獲したのは「三島警察署ヨリ御探偵トシテ御出張」中の巡査で、被疑者潜伏中の山梨県姥口山（現山梨県甲府市）の山中にある「炭小屋ニ於テ御取押」えたという[29][30]。

三　警察署での取調

警察によって捕獲された後、被疑者は「当御署（三島警察署―橋本）へ御拘引」され、「御尋問」[31]を受けた。三島警察署による取調がひととおり終わったのは、それからほぼ三ヶ月後のことであった。すなわち、一一月三〇日、三島警察署は仮口書[32]を被疑者に読み聞かせ、その内容に相違がないことを確認したうえで拇印（爪印）を命じた。この仮口書の完成をもって三島警察署の取調は完了した。

本件の場合、第一次的に被疑者を逮捕・勾留し取調を行ったのは三島警察署であった。それでは、警察分署が被疑者を逮捕・勾留した場合はどのように処理されたのか。全一六件中分署が被疑者を逮捕・勾留した事例は四件（事例番号一、六、八、一五）確認することができる。このうち事例八に即して先の問題について考察してみよう。事例八では、被疑者は「明治十年十二月十五日藤枝分署ニ於テ捕縛」された。そして、藤枝分署において「厳重ノ御尋問」を受け、「口書（分署ニ於テノ仮口書ナリ）御読聞ノ上、拇印致」した。そして、その「後チ、静岡県庁へ護送セラレ」た。ここにいう「静岡県庁」が静岡警察署を指すのかはこのクダリだけでは判然としないが、それに続く記述を読む限り、静岡警察署と考えてよさそうである。すなわち、「其月二十一日警察署ニ於テ御取糺相成、其節モ前口書ノ通聊カ相違無之ト申供シ、再ヒ拇印（分署ニ於テノ仮口書ニ再ヒ拇印ス）致シ」たという。[33]

ここで確認しておきたいのは、以下の点である。①分署が第一次的に被疑者を逮捕・勾留した場合でも、分署が被疑者の取調を行い、仮口書を作成した。②取調が完了すれば、分署は仮口書と被疑者の身柄を警察署に送致した。③警察署で行われる取調は、おもに文書作成の仮口書を被疑者に読み聞かせ、拇印を取るというものであった。

本件に戻ろう。一二月初め、三島警察署長（八等警部小林昌啓）は静岡県警察本署長[34]（二等警部鈴樹忠吉）に宛て「（被疑者を）捕獲ノ上一応訊問スルニ、別紙口供之通犯状明確ナル者ニ付、証憑、検視書類、其他共相副」えて「交付」する旨の「証告書（送第八七号）」を送致した。この手続は、後述する理由により検察官送致に相当するものと考えてよい。[35] なお、とくに資料上に記載されているわけではないが、このとき被疑者の身柄も静岡県警察本署に送致されたと思われる。

移送を受けた静岡県警察本署は、一二月六日に被疑者の取調を行った。その取調とは、具体的には一一月三〇日付被疑者仮口書（三島警察署作成）を被疑者に読み聞かせ、相違の有無を尋ねるというものであった。そして、被疑者が「相違ナキ旨」を回答したため、それを三島警察署作成の仮口書末尾に記載し、被疑者に拇印を命じた。[36] これをもって警察本署の取調は終了した。

なお、三島や静岡で警察による取調が行われている間、被疑者の身柄はそれぞれの警察署内で拘留されていたと推測されるが、詳細は不明である。

四　下調（起訴前予審）と起訴

一八八〇（明治一三）年一二月某日、静岡県警察本署長は罪犯文書・証憑等を静岡裁判所糺問掛に送致し、糺問判事による下調を請求した。糺問判事の下調とは法的には起訴前予審に相当する手続であり、本来は検事が請求するものである。しかし、いまだ検事が派出されていない静岡県では静岡県警察本署長がその職務を代行していたのである。

ところで、判事が下調を行うという制度は、一八七五（明治八）年五月二四日太政官第九一号布告「大審院諸裁判所職制章程」中の「判事職制通則」第八条「重罪及犯情繁雑ナル者ハ下調ヲ行フ」をもってその嚆矢とする。[37] 同条の立法趣旨について、同年八月三〇日司法省番外達「判事職制中下調措置」は次のように説明する。曰く、「下調迄ハ司法警察部内ニ属シ、裁判内ニ属セサル儀ニ有之、猶手続ノ儀ハ検事ノ求ニ応シ、裁判所長ヨリ臨時ニ下調裁判官ヲ命シ、其裁判官ハ下調終テ検事ニ還附シ、検事ノ求判ニ依リ初テ公庭ニ附スル儀」。[38] ただ、この段階で実際に判事の下調がどの程度行われていたのかは確認できない。

糺問判事の下調が制度として確立したといえるのは、一八七六（明治九）年四月二四日司法省達第四七号達「糺問判事職務仮規則」と、同日司法省達第四八号達「司法警察仮規則」によってである。[39] このうち糺問判事職務仮規則は、各地方裁判所の判事・判事補の中から「糺問掛」に任命された者を「糺問判事」と称した（第一条）。糺問判事は、検事から罪犯文書・証憑が送致されたときは、速やかに被告人の糺問を行わなければならない（第四条）。糺問は糺問判事と属官がこれを行い、遂節口書を録し、口書完成後はこれを読み聞かせ、被告人に花押・実印・拇印をさせる。もし被告人が口書の内容に同意しないときはその由を記し、糺問判事が紙尾に署名捺印する（第五条）。下調の結果、被告人が軽重罪を犯したと見込むときは、糺問判事は証憑文書を具して検事に還付しなければならない（第一八条）。他方、無罪と見込むときは被告人を警察官へ移送または放免する（第一七条）。[40]

このような下調手続を行うために、糺問判事には、被告人の呼出・勾引・勾留・糺問、検視（現行犯・非現行犯ともに）、犯人の家宅への臨検、贓証の差押、証人の呼出を行うという強制処分権限が与えられていた（第四、六、七、九、一二条）。

ところで、もともと糺問判事職務仮規則第六条は「重罪若クハ犯情繁難ナル者ハ検事ヨリ糺問判事ニ付シテ下調ヲ請フ」と定め、重罪事件等については糺問判事の下調を請求するよう検事に義務付けていた。しかし、その後、一八七七（明治一〇）年三月二四日司法省丁第二五号達「重罪犯状明白ナルモノハ糺問判事ノ下調ヲ請フニ及ハス」により、重罪事件であっても、検事が「犯状明白」と判断すれば、糺問判事の下調を請求しなくてもよいこととなった。下調請求は検事の裁量に委ねられたのである。ちなみに本件は、検事（警部）が「重罪犯状明白」と判断しなかったために、糺問判事に下調を請求したのである。[41]

本件の場合、判事補松岡帰之[42]が糺問掛を勤め、「糺問庭」で関係人を取り調べることから手続を開始した。一二月一四日の第一回糺問判事下調では関係人Aを、一二月二二日の第二回糺問判事下調では関係人Bを、そして一二月二四日の第三回糺問判事下調では関係人Cを取り調べ、それぞれ口書を作成した。

他方、警察本署はこの間も被告人に対する取調を継続していたようで、一二月二五日には新たな仮口書を作成し、同月二七日、これを「警第九九二号」として静岡裁判所糺問掛に送致した。それによれば、「過般予審請求致候謀殺犯□□カ犯時ニ着用セシ衣類血ニ染ミタル痕跡無之ニ付尚推糾候処別紙（一二月二五日付仮口書―橋本）之通供吐候条証拠品相添此段申進候也」という（□は氏名の伏字であることを示す。以下、同じ。）。

翌一八八一（明治一四）年一月（日不明）、さらに究明を要する点が出来したため、糺問判事は沼津区裁判所糺問掛宛てに「依頼書（糺第二号）」を発し、関係人D、E、Fらの「取糺方」を「依託」した。これを受けて沼津区裁判所糺問掛は、一月一四日から一九日にかけて三人の取糺を行い、それぞれ口書を作成した。そして、同年一月二〇日、沼津区裁判所糺問掛は静岡裁判所糺問掛宛てに口書三通とともに「回答書（糺第五号）」を送致した。

糺問判事による被告人本人の取調は一月二五日に行われた。その日の取調結果は「糺問書（明治一三年第三三号）」としてまとめられ、被告人に読み聞かせのうえ、爪印が命じられた。実は、この糺問書は旧来の口書に相当するものであるが、記載形式の面で大きな変化が認められる。すなわち、口書が被疑者の物語（独白）形式であったのに対し、糺問書は（糺問判事と被告人間の）問答形式で作成されているという点で新しい特徴を有する。このような問答形式での供述調書作成は糺問判事「糺問書」にとどまらない。公判段階で作成される口書だけでなく（事例一二、一四）、警察作成の仮口書が問答形式を採用している場合もあった（事例一二、一五）[43]。

一月二七日、静岡裁判所糺問掛は、静岡県（警察本署）宛てに通知（糺第一四号）を送り、下調の結果（「被告事件ハ強盗殺人ノ罪質ナリト認定候」）を通知するとともに、証憑書類・物件を還付した。そして同日、被告人に対しても「其方儀鈴木文五郎ヲ殺害セシ事件今般糺問終結ニ付更ニ検察官ヘ還付スル」旨を通知し、拘留期間の延長を申し付けた。曰く、「其方儀鈴木文五郎ヲ殺害セシ事件糺問中拘留申付置ク処更ニ入監申付ル」。下調開始にあたり糺問判事は被告人に「拘留」を申し付けていたようだが、下調の結果、起訴相当と判断されたため、再び「入監」つまり静岡監獄署未決監[44]への収監を命じたのである。未決監への被告人の収容は遅くとも下調開始以後のことであったと考えられる[45]。

二月七日、静岡県警察本署の「当該官」（六等警部塚本京太、八等警部吉沢吉蔵）は「求判書（第三七号）」を静岡裁判所へ送致し、公判請求を行った[46]。なお、「送致目録」によれば、このとき同時に送致されたのは「口供」（一八八〇年一一月三〇日付被疑者仮口書のことか）、「糺問口供」（一八八一年一月二五日付糺問書のことか）、「原籍調」（上多賀村戸長作成）、「一等巡査具申書」（一八八〇年八月一五日付）、「鈴木文五郎原籍調」、「自首書」二通、「受書」、「検視書

類」（検視明細書、検案書など）、「始末書」であった。要するに、警察官吏と糺問判事によって作成された文書のほとんどが一括して静岡裁判所の公判担当判事に送致されたといってよい。

五　公判

公判手続は、基本的に一八七三（明治六）年二月二四日司法省第二二号「断獄則例」[47]に即して――もちろん一定の変容を蒙りつつも――行われたと思われる。[48] 断獄則例によれば、公判では「判事一名、検事一名、解部一名」が会同する。このうち判事が「専ラ推問ニ任」じ、解部は被告人らの「口供ヲ登記」し、検事は「傍ニ在テ査核ス」るという役割分担であった（第二則）。判事は、公判初席において被告人の「貫趾姓名年齢」、「祖父母父母ノ存没」、「妻子ノ有無」などを問い、その後はじめて「其犯罪ノ顛末ヲ推訊」する。解部は被告人の供述を詳記し、「式」[49]によって罪案を草して判事に呈出する。判事はこれを検事に示し、再び「堂」（公判廷）を開き、被告人を召喚して、その供述に照らし「覆審」を行う。被告人が「反異」しなければ、解部は被告人に「罪案ヲ読與シ拇印」させる（第六則）。

もし判事が「或ハ他ノ案件アルニ遇フテ毎次莅ム能ハサル」ときは、「初席推問」だけをなし、「嗣後解部ニ委シテ究訊セシム」ることもできる（第三則）。その場合は「余ノ解部一名之ニ副トシ、検事前ヲ照シテ会同シ、委任ノ解部専ラ推問シ副口供ヲ登記」する（第七則）。推問の結果、「其実ヲ得、獄成」るならば、解部は「罪案ヲ判事ニ呈シ」、判事は「覆審シ拇印ヲ取ル」（第八則）。

要するに、公判は「判事・解部」の二人体制で維持され、その進行状況を検事が監視するという仕組みであった（第

二則)[50]。このうち解部は判事の書記的役割を担うものとされていたが(第六則)、その一方で判事代理として公判の枢要部分を担う場合もあった(第三、七則)。一八七五(明治八)年五月四日太政官第七三号布告「判事解部ヲ廃シ、判事判事補ヲ置キ、官等ヲ定ム」により、解部は判事補に改められたが[51]、これ以後も旧来の判事・解部の役割分担はそのまま「判事・判事補」の体制に引き継がれたと考えられる[52]。

さて、本件の場合、公判手続はどのように進行したのか。公判担当判事(「掛」)は、判事中尾捨吉[53]、判事補三田智周[54]の二名であった(なお、検事(静岡県の場合は警部)が公判に立ち会っていたかは確認できない)。ただ、本件に限らず全一六件の資料を見ても、実際に判事が「専ラ推問ニ任」じていたのか、それとも判事補がその代理を務めていたのかを読み取ることはできなかった。

公判初席[55]がいつ開かれたのかは不明である。他方、最後の公判は一八八一年二月二一日であった[56]。この日、掛判事・判事補は三島警察署作成の仮口書、静岡裁判所糺問係作成の口書(糺問書)の読み聞かせを行い、被告人から「申立シ通リ外申上クヘキ儀無御座」との回答を得て、その旨を口書末尾に記載して、爪印をおさせた[57]。これをもって「公判済」となる[58]。

なお、本件における公判の進め方が法定の手続通りというわけでなかったことも指摘しておきたい。本来であれば、一八七三(明治六)年二月一四日司法省第一六号「罪案書式並凡例更正」の定める書式に従い[59]、掛判事・判事補は、警察署の仮口書や糺問判事の糺問書とは別に「罪案」を作成しなければならない。罪案は公判における被告人の供述を記録するもの(口書)で、末尾にはさらに擬律案が書き込まれる。本件ではこの罪案(口書)の作成が省略され、既述のように糺問書末尾に被告人の「申立シ通リ外申上クヘキ儀無御座」旨の一文が書き込むだけであった。本件と

同様に、罪案書式並凡例更正の定める通りに罪案書式を作成していないのは全一六件中四件（事例一二、一四、一五、一六）であった。いずれも作成時期が一八八〇年以降という点で共通することから、実務レベルではこの頃から次第に罪案書式が用いられなくなったのかもしれない。

掛判事・判事補は、さらに左のような擬律案を作成した。それは、三島警察署作成の仮口書、静岡裁判所糺問係作成の口書（糺問書）の内容を踏まえ、本件において適用すべき罰条と量刑を書き記したものである。

擬律案

持兇器強盗人ヲ殺ス者

改定律例第百二十七条中改正条款ニ照シ

斬

該犯ハ鈴木文五郎ニ宿怨アルヲ以テ其報讐ノ為メ殺害セシ旨陳供スト雖トモ一モ之ニ適応ス可キ徴候アル無ク而シテ松本自仙ガ申供スル事犯現場ノ景況暴談ヲ以テ金円ヲ強請シ遂ニ之ヲ與ヘントスルニ臨ミ文五郎ノ阻止スルニヨリ直チニ斬殺シ後チ自仙所有ノ箪笥ノ引出シヲ捜索セシ形跡アル等前後ノ模様ヲ推視スレバ畢竟金銭ヲ強奪スルノ目的ニアリテ其障礙ノ為メニ文五郎ヲ殺害セシモノト認定スルニ足レリ因テ本擬ノ如シ

なお、この擬律案を罪案書式の雛形と比較すると、新たに結論に至る理由（論拠）が簡潔に記述されるようになったという変化が認められる。

六　大審院批可と判決言渡（宣告）

既述のように本件は死罪案である。[60] 死罪案の処理手続は、一八七七（明治一〇）年二月一九日太政官第一九号布告「大審院諸裁判所職制章程改正」[61] に拠らなければならない。同章程中の地方裁判所章程第四条「死罪ハ審訊シテ文案証憑及ヒ擬律案ヲ具ヘ上等裁判所ニ逓送シ其行下ヲ得テ宣告ス」により、静岡裁判所は死罪案に関する「文案証憑」や「擬律案」を東京上等裁判所に送致する。そして、これを受理・審理した東京上等裁判所は、上等裁判所章程第二条「各地方裁判所ヨリ具スル所ノ死罪ヲ判決シテ大審院ノ批可ヲ取リ然ル後原裁判所ニ付シテ宣告セシム」にしたがい、さらに大審院の批可を請わなければならない。その後、大審院の批可は東京上等裁判所を経由して静岡裁判所に伝達され、それを受けて静岡裁判所は被告人への宣告を行うという手順である。

これらの諸手続で用いられる書式は、まず一八七三（明治六）年二月一四日司法省第一六号「罪按書式並凡例更正」によって定められた。すなわち、その「施行順序」は、「各裁判所死罪ヲ申請スルハ、罪案二通（本紙写書）ヲ浄写シ本省ニ出ス、本省擬律シテ写書ノ紙尾ニ刑名ヲ書シ諸員検査ノ印ヲ押シ、天裁ヲ経ルノ後、其擬律シタル写書ハ省中ニ留メテ編纂シ本紙ニ経裁ノ刑名ヲ書シ省印ヲ押シ下付ス」と規定した。その後、大審院の設置にともない、一八七五（明治八）年一〇月二七日司法省番外達「死罪擬律案並ニ伺書等ノ書体一定」が定められ、上等裁判所から大審院に死罪案を送致する場合は、「罪案二通（正副）」を差し出し、「其紙尾ニ刑名ヲ朱書」する。そして、大審院が「審閲ノ上其可トスル者」は「其紙尾ニ〔可〕ノ字ヲ書シ〔院印〕ヲ捺シテ下付」する。「其否トスル者」は「更ニ擬律ノ上別紙ヲ以テ下付」することとされた。

なお、各県・各裁判所が提出すべき罪案書類の本数について、一八七六（明治九）年一月には正副三本とされたが（一月一四日司法省達第七号達「死囚罪案ハ正副三本ヲ上等裁判所へ逓送セシム」）、一月も経たないうちにこれを正副二本に変更され（一八七六年一月二七日司法省達第一四号達「死囚罪案上等裁判所へ逓送ノ節証憑正副二本ヲ差出サセシム」）、さらに同年六月には再び正副三本となった（六月三〇日司法省達第五八号達「死囚証憑正副三本懲役終身証憑ハ正副二本ヲ差出サシム」）。そして、これ以後、擬律案に添える証憑書類は三本（通）というのが定例となった。

それではこれら一連の手続は、実際にどのように処理されていたのか。公判手続を終えた静岡裁判所掛判事・判事補は、静岡裁判所刑事課、同書記を経由して、静岡裁判所長に伺を差し出した。左に事例一五の伺文を掲出する（事例一六には当該伺文は含まれていない）。

明治十三年七月八日

刑事課（小印）

所長（小印）　　書記（小印）

死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局エ御送致案左ニ相伺

「刑第拾六号」（朱書）

山口県長門国厚狭郡

善和村二十八番地□□□□附籍士族

□□□□

右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通リ及ヒ擬律宣告案共相添及送致候也

静岡裁判所長

判事中島錫胤

明治十三年七月

東京上等裁判所

検事局御中

（別紙略）

静岡裁判所長の裁可が得られると（「七月八日」は裁可日と推測される）、こんどは静岡裁判所長名で東京上等裁判所検事局宛[62]に擬律案伺など一件書類を送致した。前掲資料からも明らかなように、このとき送致された書類は、原告書、証憑書類（三通）、擬律案、宣告案などであった[63]。このうち原告書と宣告案については説明が必要であろう。

原告書は警察官吏が作成した調書で、罪跡発覚の原由を記したものである。一八七六（明治九）年一月一四日司法省達第六号達「罪案証憑擬律案ニ警察官ノ原告書ヲ添附セシム」によって、死罪案を上申する際に添付することが新たに義務付けられた。「警察官吏ノ原告書無之テハ罪跡発覚ノ原由不相分前後参究ニ差支」えるというのがその理由であった。

宣告案は被告人に言い渡すべき判決文の原案である。もともと原裁判所では、罪案とは別に、被告人への判決言渡のために宣告案を作成していたが、一八七九（明治一二）年一二月四日司法省丙第一五号達「懲役終身以上ノ擬律案ヲ差出ストキ宣告案添付」により、これ以後、原裁判所が懲役終身以上のものと見込んで文案・証憑・擬律案を上等

裁判所へ差し出すときは、宣告案を副えることが義務づけられた。[64] 事例一六の宣告案は左の通りである。

宣告案

静岡県伊豆国賀茂郡
上多賀村□□□弟
平民
□□□□□

其方儀明治十三年七月廿九日同村長津宇兵衛方ニ於テ刀一本窃取之ヲ携帯シ其夜同村景徳院ヘ趣キ住職松本自仙江強談ノ末寄留人鈴木文五郎ヲ殺害ニ及ブモ右ハ文五郎ニ宿怨アルヲ以テ復讐ノ念慮ヨリ為セシ旨陳弁スト雖トモ一モ証憑ノ徴ス可キナク却テ自仙ガ申供スル如ク最初金員ヲ強請セシハ已ニ其方ガ口供ト符合シ遂ニ其威迫ニ屈従セントスルニ臨ミ文五郎ノ阻止セシヨリ直ニ抜刀斬害シ且同寺坐敷ニ在ル箪笥ヲ引明テ捜索セシ形跡アル等事犯現場ノ模様ヲ推測スレバ全ク強盗ノ目的ニ在テ其障礙ヲ受ル為メ文五郎ヲ斬殺セシモノト認定スルニ足ル因テ右科改定律例第百二十七条中改正条款持兇器強盗人ヲ殺ス者ニ照シ斬罪申付ル

さて、擬律案を受理した東京上等裁判所検事局は、擬律案「審閲」のため、担当判事に当該案件を回付したと推測される。事例一六で言えば、一八八一年四月某日、東京上等裁判所判事山根秀介が審閲を担当し、原裁判所の擬律案をほぼそのまま承認したようである。[65] そして、その結果をもって、四月二〇日、「東京上等裁判所判事山根秀介」は

【表２】大審院宛擬律伺日程表

6	5	4	3	2	1	8	7	事例番号／手続
79.12.04	79.10.28	79.10.06	79.03.14	79.03.07	78.11.22	78.07.24	78.04.19	擬律案伺（静岡→上等裁）
79.12.15	79.11.17	（不明）	79.03.25	79.04.08	78.12.24	78.08.13	（不明）	擬律案伺（上等裁→大審院）
79.12.25	79.12.02	79.10.30	79.04.11	79.04.29	79.01.22	78.08.28	78.04.30	大審院批可通達（上等裁→静岡）
（不明）	79.12.05	79.11.03	79.04.15	（不明）	79.01.23	（不明）	78.05.04	静岡裁判所宣告（静岡→被告人）

【出典】国立公文書館所蔵内閣文庫『府県史料（静岡県）』29（処刑）より作成。

「大審院長判事岸良兼養」宛に擬律案の批可を請求した。曰く、「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」。

大審院の中で誰がどのように批可を行ったのかは不明である。結果的に上等裁判所の上申に問題がなければ、「可」の一文字を書き、「大審院」の印を捺して上等裁判所に下げ戻すという、定規通りの取扱いがなされた。上等裁判所はさらにその旨を原裁判所に通知する。曰く、「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」。大審院批可の通知を受けた原裁判所は、直ちに被告人に対する宣告（判決言渡）を行った。なお参考までに、この間の手続にどの程度の時日を要したのか、参考までにいくつか事例を紹介しておきたい（【表二】参照）。

おわりに

本稿が対象とした時期区分〔三〕は、本稿のいう垂直的手続構造と水平的手続構造が併存するという意味で過渡的な時期であった（一八八二年一月一日治罪法の施行をもって水平的手続構造に全面的に転換する）。この時期の裁判手続を具体的に解明した結果、明治一〇年代前半だけをみても当時の刑事裁判手続の漸次的変化を確認することができた。すなわち、第一に、一八七三年司法省第一六号罪案書式の形骸化に端的に示されるように、「事務処理の簡素化・効率化」の流れを指摘することができる。第二に、大審院批可手続書類への原告書や宣告書の追加に見られるように、「繁文化」の流れも顕著である。このような一見相反するようにみえるこれらの変化に通底するのは、裁判所が警察作成調書への依存度を次第に強めていっているという傾向性ではないだろうか。そして、第三に、この時期に裁判所が問答形式型口書を導入し、警察署もまた部分的に導入しつつあったということも注目すべき変化である。近世的伝統との断絶である。

最後に今後の課題を確認しておきたい。「はじめに」でも述べたように、本稿で復原を試みたのはもっぱら死罪事案に関する刑事司法手続であった。この場合、公判手続は上等裁判所を経由して大審院の批可を得れば完結する。しかし、死罪事案以外はこれとは異なる手続が用意されていた。すなわち、懲役終身事案は上等裁判所の批可を要し（上等裁判所章程第三条「各地方裁判所ヨリ送呈スル所ノ終身懲役罪案ヲ審批ス」）、死罪と懲役終身以外の事案は地方裁判所（事案によっては区裁判所）の裁判権にゆだねられた（再度【図一】を参照されたい）。本稿はそのうちの一つについて簡単な検討を加えたにすぎない。今後は残り二つの刑事司法手続についても解明を進める必要がある。ただ、

静岡裁判所の裁判資料（原本）はすでに失われているだけに、これ以上の探求はきわめて困難である。そこで今後は、国立公文書館つくば分館所蔵の下田・掛川両区裁判所文書を分析し、区裁判所における刑事司法手続の実態を解明していきたいと考えている。

本稿にはもう一つ、検討すべき問題が残されている。それは行政権による司法権への介入についてである。かつて中山勝氏は、神奈川県で起きた真土村農民騒擾事件裁判において、太政大臣三条実美らが被告人の減刑を目的に神奈川裁判所の死刑判決に介入した事実を詳細に解明した。その裁判では、本稿で述べた通常の裁判手続とは異なる異例の事態が現出した（本件の推移については【表三】を参照）[66]。そのなかでとくに注目されるのは、太政大臣三条実美の裁判への介入意図（減刑要求）を太政官、司法省、裁判所いずれの機関も否定しなかった――むしろ肯定的に受け止めているといえるかもしれない――という事実、しかし、他面で三条の意向は太政官司法部の見解（神奈川裁判所の宣告前に介入するのは不適であり、裁判宣告後に検事章程第三条に従って減刑措置を執るべきである）に即して実現されたという事実である。つまり、太政官政府は一方で裁判過程の自律性を尊重して判決内容への直接的介入を回避しつつ、他方ですでに制度化された事後的修正手続によって自らの意思を貫徹させたのである。このような処理の仕方が当時一般的なものであったといえるかという点はなお慎重な検討を要するだろう[67]。これも今後の課題としたい。

【表３】真土村農民騒擾事件裁判

	裁判所の刑事司法手続	太政官その他の動向
1878.10.26	真土村農民騒擾事件発生	
10.30	容疑者全員捕縛 （神奈川県による取調開始）	
11.21		神奈川県下三郡村民総代190名、神奈川県令に減刑嘆願書提出
12.09		神奈川県令、右大臣岩倉具視と内務卿伊藤博文に上申（12.26太政大臣三条実美に上申）
1879.01.14		内務卿、当該書類を司法卿大木喬任に回送
01.18		太政大臣、司法卿に照会（「大審院批下前ニ右口供致一見度候条御差出可有之」）
01.22		司法卿より大審院・東京上等裁判所・横浜裁判所へ達（「～以前一応可申出」）
	神奈川県、横浜裁判所へ求判（起訴）	
03.08	横浜裁判所で被告人全員口供書に調印	
	横浜裁判所、東京上等裁判所へ擬律案を上申	
03.11		神奈川県より司法省宛検事章程第３条の儀に付伺（3.20司法省指令）
05.21		神奈川県令、減刑嘆願書を太政大臣三条に上申（その後も数度上申）
06.09	東京上等裁判所、擬律案に付大審院の批可を請う	
07.04		大審院長玉乃世履より司法卿宛上申（「本件書類審閲批可裁決候」）
07.08		司法卿より太政大臣宛上申
1880.03.03		太政官司法部に諮問（3.25司法部は、裁判宣告前の詮議は不当、相当の裁判宣告後に検事章程第３条に従い処理、と具申）
	大審院、批可を東京上等裁判所へ通達	
	東京上等裁判所、大審院批可を横浜裁判所へ通達	
05.08		司法省、大審院長に通達（「御差出ノ書類今般太政官ヨリ返却」）、横浜裁判所長に申入
05.17		司法卿より横浜裁判所長へ達（「刑宣告見合之義・・・最早其儀ニ不及」）
05.20	横浜裁判所、被告人に刑を宣告	
		神奈川県令、司法卿に死刑判決の被告人５名の減刑を嘆願（5.25司法卿、太政大臣に伺）
05.29		被告人減刑の儀に付天皇裁可（6.1言渡）

【出典】中山勝『明治初期刑事法の研究』慶応通信、1990年、277頁以下、から作成。

(1) 国立公文書館所蔵内閣文庫『駿河国史』第三輯（材料・処刑書類（明治一一―一四年））。

(2) 司法職務定制については、おもに『司法研究（報告書第二十一輯四）―司法警察制度』（司法省調査課、一九三七年）、染野義信「裁判制度」（鵜飼信成ほか編『講座日本近代法発達史』六、勁草書房、一九五九年、のち同『近代的転換における裁判制度』勁草書房、一九八八年、再録）、福島正夫「司法職務定制の制定とその意義―江藤新平とブスケの功業」（『法学新報』八三巻七・八・九号、一九七七年五月、のち福島正夫著／吉井蒼生夫編『福島正夫著作集』第一巻、勁草書房、一九九三年、所収）、霞信彦「近代司法制度の源流をたずねて―実像の司法職務定制」一～四（『NBL』七六四号、七六六号、七七〇号、七七二号、七七五号、二〇〇三年七月一日、同年八月一日、同年一〇月一日、同年一一月一日、同年一二月一五日、のち同『矩を踰えて―明治法制史断章』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、所収）、山口亮介「明治初期における『司法』の展開過程に関する一試論―ブスケ・江藤新平と司法職務定制」（『法政研究』七七巻三号、二〇一〇年一二月）などを参照。

(3)『福島正夫著作集』第一巻、八三頁。

(4) なお、翌一八七六年九月一三日太政官第一一四号布告により府県裁判所は地方裁判所に変更された。また、大審院諸裁判所章程では言及されなかった区裁判所も、同年九月二七日司法省達第六六号達「区裁判所仮規則」によってその組織・権限が整備された。

(5) 裁判事務心得に関する近年の研究として、小沢奈々「『条理』の法思想史―明治八年太政官第一〇三号布告論小史」（鈴木秀光ほか編著『法の流通』慈学社、二〇〇九年、所収）がある。

(6) 従前は、司法職務定制第五八条「（府県裁判所は）流以下ノ刑ヲ裁断スルコトヲ得ヘシ死罪及疑獄ハ本省ニ伺ヒ出テ其処分ヲ受ク」、同第五九条「重大ノ詞訟及他府県ニ関渉スル事件裁決シ難キ者ハ本省ニ伺ヒ出ヘシ」により、死罪事件、疑獄事件、重大詞訟、他府県干渉事件中の裁決困難事件）については、府県裁判所は司法省（断刑課、明法寮）に伺い出ることを義務づけられていた。

(7)〔二〕司法職務定制期の刑事裁判を扱ったものとして、手塚豊「明治六年・天草血税一揆裁判小考」（『法学研究』五九巻五号、一九八六年五月）、同「明治六年・度会県矢野村農民騒動小考」（手塚編著『近代日本史の新研究』八、北樹出版、一九九〇年）など、氏による一連の農民騒擾裁判研究がある。さらに、藤田弘道「府県裁判所の一齣―足柄裁判所の場合」（『法学研究』四六巻五号、一九七三年五月、のち同『新律綱領・改定律例編纂史』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年、所収）、藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議（上）（下）―裁判権独立過程の一断面」（『神戸法学雑誌』三四巻三号、四号、一九八四年一二月、一九八五年三月）、霞信彦

『明治初期刑事法の基礎的研究』（慶應義塾大学出版会、一九九〇年）、同『矩を踰えて―明治法制史断章』（慶應義塾大学出版会、二〇〇七年）、中山勝『明治初期刑事法の研究』（慶応通信、一九九〇年）、村上一博「府県裁判所草創期の聴訟・断獄手続―新治裁判所「四課略則」（二松学舎大学中洲文庫所蔵）（資料）」（『法律論叢』六六巻三号、一九九三年一二月）、上野利三『明治初期騒擾裁判の研究』（北樹出版、一九九六年）、同『近代日本騒擾裁判史の研究』（多賀出版、一九九八年）、などがある。

次に、〔三〕大審院諸裁判所期の刑事裁判を扱ったものとして、ここでもまず手塚豊氏の一連の研究を挙げなければならない。たとえば、同「秋田事件裁判考」（『法学研究』三五巻一号、一九六二年一月、のち『手塚豊著作集第一巻・自由民権裁判の研究（上）』慶応通信、一九八二年、所収）、同「秋田事件裁判関係資料」（『法学研究』三五巻九号、一九六二年九月、のち『手塚豊著作集第一巻・自由民権裁判の研究（上）』慶応通信、一九八二年、所収）、同「明治十二年・熊本高神党事件小考」（手塚編著『近代日本史の新研究』四、北樹出版、一九八五年）、同「明治六年・天草血税一揆裁判小考」（『法学研究』五九巻五号、一九八六年年五月）など。さらに井上五郎「明治初期の名古屋における刑事裁判書拾い読み」（『法律のひろば』三九巻三号、一九八六年三月〔日本法律家協会名古屋支部発行「法曹なごや」四五巻より転載〕）、寺崎修「明治十四年・自由党集会条例違犯事件の一考察」（手塚豊編著『近代日本史の新研究』Ⅳ、北樹出版、一九八五年）、中山勝「明治十一年・神奈川県真土村農民騒擾事件裁判小考」（手塚豊編著『近代日本史の新研究』Ⅳ、北樹出版、一九八五年、中山『明治初期刑事法の研究』慶應通信、一九九〇年、所収）、岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年）、などがある。

なお、〔一〕府藩県三治制期の刑事裁判についても、手塚豊氏をはじめ数多くの研究者の手によってすぐれた実証研究が積み重ねられてきているが、紙幅の都合により、具体的に論文名を挙げることは省略する。

(8) 霞『明治初期刑事法の基礎的研究』一頁以下、一八三頁以下、同『矩を踰えて』一二八頁以下。なお、近世日本の司法を「伺・指令型司法」として特徴づけるものとして、大平祐一「近世日本の『伺・指令型司法』」（『立命館法学』第二八六号、二〇〇二年六月、後に同『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、所収）がある。

(9) 岩谷『明治日本の法解釈と法律家』六七頁以下、一三九頁以下。

(10) それぞれを垂直的手続構造、水平的手続構造として概念化することについては、拙稿「明治初年における聴訟事務―民部官・民部省を中心に」、『静岡大学法政研究』一五巻二＝三＝四号、二〇一一年二月、一一四頁以下、参照。

(11) なお、本稿の概要については、すでに別稿において述べたことがある。併せてご参照いただければ幸いである。拙稿「明治一〇年代前半静岡裁判所における刑事司法手続」(『静岡県近代史研究』三八、二〇一二年一〇月)。

(12) さらに遡れば、司法警察制度の濫觴は司法職務定制に求められる。同第六章「検事職制」、第七章「検事章程」、第八章「地方邏卒兼逮部職制」、第九章「捕亡章程」がそれである。一八七四年一月二八日太政官第一四号達「検事職制章程司法警察規則」は、これらの規定を司法職務定制中から分離し改正したものである。

(13) この規定は一七九五年フランス刑法中の規定「行政警察ハ国家及各地方ニ於ケル公ノ秩序ヲ維持シ犯罪ヲ防止スルヲ目的トシ司法警察ハ犯罪者ヲ探索シテ逮捕スルヲ目的トス」を模したもので、司法警察の概念は警保助兼大警視川路利良によってフランスから輸入されたものであるという(『司法研究(報告書第二十一輯四)』一頁)。

(14) 検事職制章程司法警察規則が犯人の「探索」「逮捕」、つまり捜査活動をもって司法警察概念を定義づけているのに対し、司法警察仮規則は「探索」「検視」「事証」収集だけでなく、「裁判所ニ付ス」こと(起訴)までも司法警察概念に含めている。さらに、これに対応して(後述するように)警察官吏だけでなく検事までも「司法警察官」としている。ここには明らかにフランス治罪法の影響を見ることができる。フランス治罪法第八条は、司法警察を重罪・軽罪・違警罪を捜査し、その証拠を収集し、犯人を裁判所に送致するものと規定するとともに、始審裁判所検事正および予審判事をも司法警察官としている(『司法研究(報告書第二十一輯四)』二頁)。なお、司法警察仮規則については、明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』前期第一巻、財政経済学会、一九四三年、一三七頁以下、参照。

(15) 司法警察仮規則制定以前は、一八七四年一〇月三日太政官第一三二号達「司法警察事務ヲ当分使府県へ委任ス」によって、地方官に司法警察事務を委任することとされていた。さらにそれ以前は、一八七四年二月一五日内務省丙第六号達「司法警察ノ儀出張検事局へ協議セシム」により、京都府ほか一二府県に対して、司法警察事務について「出張検事局」との協議を義務づけた。なお、出張検事局とは、一八七三年四月一〇日司法省達「各府県裁判所出張検事局分課ヲ定メ之ニ照準セシム」によって設置されたものである。

(16) 一八八一年六月二九日静岡県甲第一〇四号「静岡裁判所検事高津雄助着任事務取扱ノ件」、同年一〇月二六日静岡県甲第一六五号「静岡裁判所浜松支庁エ検事石澤命文着任事務取扱ノ件」(静岡県編『治革静岡県諸達類聚目録』小林喜作、一八八四年、三六六、七頁)。なお、静岡県は、検事の配置にともない、一八八一年六月三〇日、警察本署、各警察署に対して、静岡県規第一六号達「司法警察事務上ノ疑義ハ検事ノ指揮ヲ受ケシム」を下達した。さらに同年七月一日静岡県規第一九号達「司法警察ニ係ル事件検事ヘ報告」(司法警察に係る

重大事件が発生したときは速に警察本署、静岡裁判所検事に報告すること）、同年一〇月二五日静岡県規第二七号達「司法警察ニ係ル事件検事ヘ報告」（司法警察に係る重大事件のうち静岡裁判所浜松支庁管内に属するものは警察本署、浜松支庁検事に報告すること）を各警察署に下達した（『類聚警察要務』乙、静岡県警察部、明治二七年、一六二四頁）。一八八一年八月時点で静岡裁判所に配属されたのは、検事・高津雄介、検事補・楢崎景佑、同・香取新之助（静岡県四等警部）、同・吉澤良蔵（静岡県七等警部）、同・酒依昌徳（静岡県八等警部）であった（『明治十四年八月一日改静岡裁判所職員録』提醒社、一八八一年、六頁）。

(17) なお、非現行犯については、わずかに「書類ヲ検シ」または「一応問訊」すると定めるだけで、原則として司法警察官に強制処分権限を認めなかった（第二二条）。

(18) ここにいう「報知」とは、具体的には人民による吟味願や検視願などの提出を意味する。吟味願は、一八七五年一二月二七日司法省達第四七号達「自今吟味願ハ警察官ニ於テ取扱ハシム」の制定以後は、警察官によって受理された。その後、一八八一年一月一五日司法省甲第一号布達「吟味願ヲ廃シ糺問判事検事又ハ警察官ニ告訴セシム」によって吟味願は廃止され、代わりに告訴手続が用いられるようになった。

(19) 現行犯とは「現ニ行フ罪犯及現ニ行ヒ終リタル罪犯」をいう（司法警察仮規則第一二条）。

(20) 「検視明細書」によれば、熱海分署長らは「現場ニ至リ、戸長倉田直平ニ、被害人年齢相貌格骨ヲ詳記、三島宿戸長役場ヘ照会、親戚ヲ招クヘキコトヲ求メ、探偵ニ従事」したという。なお、「検視明細書」については、注（25）参照。

(21) 「検視明細書」によれば、「三島警察署長八等警部小林昌啓ヨリ検視可致旨指揮ニ依リ直ニ医員奥村玄周ヲ招キ猶被害人親戚ノ来着ヲ待」ったという。

(22) 「検視明細書」によれば、検視処分には戸長、医師、親戚、関係人が立ち会った。

(23) 「意見書」とは、警部代理（熱海分署長一等巡査山村三代治）より静岡県令大迫貞清宛に作成したものである。

(24) 「検案書」とは、検視に立ち会った医師・奥村玄周が作成したものである。

(25) 「検視明細書」とは、警部代理（一等巡査山村三代治）が記載し、戸長、医師、親戚とともに記名押印したものである。

(26) ここにいう仮口書とは、分署長が戸長と関係人六名の申立を記載し、読み聞かせのうえ署名押印させたものである。なお、注（32）参照。

(27) 一八八〇年一一月三〇日付被疑者仮口書。

(28)「現行犯ニ准」じた処理とは、司法警察仮規則第一七条を準用して、司法警察官が「被告人ヲ拿捕」して、ただちにこれを「糺問」して「口書」を作成し、花押・実印・拇印をさせることをいう。なお、非現行犯の場合は、罪犯の告発・告訴を受けた検事は（同件が法律に抵触すると思察するときは）関係書類を糺問判事に送付するだけである。ただし、時宜により、「被告人」の追捕・勾留・保管、検証調書の作成、起訴などを行うことができる（同第二二条）。

(29) 一八八〇年一一月三〇日付被疑者仮口書。

(30) 一八七五年九月二二日司法省達第二七号達「警察官吏罪人捕獲府県裁判所等へ逓送ノ節犯人送致書中記載方」は、警察官吏が「犯罪人」を裁判所・各県刑事分課へ逓送する際には、「現時捕獲」「探偵捕獲」「告訴捕獲」「告発捕獲」「自首」の五つに区分することとした。本件は、このうち探偵捕獲に該当する。

(31) 一八八〇年一一月三〇日付被疑者仮口書。

(32) 警察署が作成した被疑者供述調書と裁判所が作成した被告人供述調書はともに資料上は「口書」「口供」などと記載されているが、両者の法的性質の違いを明確にするために、本稿では警察書作成の供述調書を「仮口書」、裁判所作成の供述調書を「口書」として表記することにした。なお、資料中には「該（藤枝）分署ニ於テ口書（分署ニ於テノ仮口書ナリ）御読聞ノ上拇印致」（事例八の罪案）などの記載がある。

(33) 以上は、事例八中の一八七八年七月一三日付口書、同年七月一五日付口書による。

(34) 一八七七年二月五日、静岡県は従来の警察出張所・屯所等の名称を廃し、出張所を警察署、屯所・分屯所を分署に改称した。すなわち、「警察第一出張所」は「静岡警察署」に、「警察第二出張所」は「沼津警察署」に、「警察第三出張所」は「韮山警察署」に、「警察第四出張所」は「下田警察署」に、「警察第五出張所」は「浜松警察署」に、「警察第六出張所」は「見附警察署」に、そして「警察第七出張所」は「掛川警察署」にそれぞれ改められた。なお、静岡警察署の場合、その管轄下に興津分署、静岡分署、藤枝分署、清水分署、島田分署が置かれた（国立公文書館所蔵内閣文庫『静岡県史料』二二・駿河国史）。これら警察署を統括するのが静岡県警察本署である。警察本署は、一八八〇年四月一二日内務省乙第一八号達「府県従前ノ第四課ヲ警察本署ト改称」により、従前の静岡県第四課が警察本署に改称されたものである。

(35) なお、先に本文中で確認した《警察分署→警察署→静岡県警察本署→静岡裁判所》という手続の流れについては、いくつか不明の点がある。とくに警察本署設置以前、つまり静岡県第四課の時期において、《警察署→静岡県第四課→静岡裁判所》という手続の流れを示す資料が一つも存在しないことをどう考えればよいのかという問題がある。たとえば（警察本署設置以前のものである）事例四は、静岡裁判所浜松支庁管内で事件が発生し、見附警察署が捜査を担当し、浜松支庁が公判を行ったものである。この事例では、見附警察署から静岡県第四課に一件書類を送致したという資料も、静岡県第四課が浜松支庁に起訴したという資料も見当たらない。つまり、見附警察署が直接浜松支庁に起訴（求刑）手続を行ったという可能性を排除できないのである。

(36) 一八八一年一月二五日付糺問書中に「右口供之通尚又静岡警察署ニ於テ御取糺ヲ受ケ聊相違不申上候事」、「同年十二月六日其通リ相違ナキ旨ニテ静岡警察署ニ於テ拇印セシ口書」との記載がある。

(37) 石井良助編『明治文化史』第二巻・法制編（洋々社、一九五四年）二六一頁。当時、司法省は判事職制通則第八条の制定を受けて「糺問判事職務章程草案」（全六章・全九一条）を作成していた。そして、一八七五年七月七日、同草案を太政官に提出し裁可を求めた。その後、広沢参議一件の取糺に際して大審院初審下調の儀について判事と検事の間に意見の対立が生じたことから、同年八月二二日、司法省は改めて太政官に右草案の裁可を催促するとともに、あわせて草案第三四条「各府県裁判所ニ糺問判事及糺問判事補ヲ置ク」を改正し、大審院・上等裁判所でも初審裁判を施行できるようにすることを願い出た。これに対して太政官は、八月二四日、「糺問判事職務章程第三十四条改正ノ儀ハ追テ何分ノ御沙汰可有之」はずなので、「故廣澤参議一件取糺ノ儀ハ先般御渡相成候章程ニ基キ処分可致」と指令し、草案の裁可は見送った（「糺問判事職務章程ノ儀ニ付再伺」、『公文録』明治八年・第二四二巻・明治八年八月・司法省伺（布達）、【請求番号】本館-2A-009-00・公01629100）。このように糺問判事職務章程草案の裁可の見込みが立たないなかで出された同年八月三〇日司法省番外達「判事職制中下調措置」（後述）は、あくまで応急的なものであったといえるだろう。さらにその後も太政官は糺問判事職務章程草案は裁可されず、翌年になってようやく――糺問判事職務章程草案に比べてより簡略な内容の――糺問判事職務仮規則（全一八条）の制定を見るに至ったのである。なお、司法省「糺問判事職務章程草案」は、「司法警察規則及ヒ糺問判事規程草按上申」、『公文録』明治九年・第六六巻・明治九年四月・司法省伺、【請求番号】本館-2A-009-00・公01795100、に収められている（ただし、第四章から第六章までの部分だけである）。

(38) なお、「判事職制通則第八条下調ノ儀ニ付伺」、『公文録』明治八年・第二四五巻・明治八年一一月司法省伺（布達）、【請求番号】本館-2A-009-00・公01629100。

(39) 糺問判事職務仮規則は司法警察仮規則と同日に公布された。その制定の経緯につき以下を参照。「従前未タ治罪法ノ設ケナキヨリ警察ノ方法一定セス不都合勘カラサルニヨリ明治九年二月十二日上奏同年四月二十日裁令ヲ経ルニヨリ同二十四日糺問判事仮規則十八箇條及ヒ司法警察仮規則二十二箇條ヲ各裁判所并各府県へ布達ス」(アジア歴史資料センターRef.A07062302300『記録材料・司法省第一回報告』(国立公文書館))。

(40) 糺問判事の下調について検事が不服のときは、「再ヒ他ノ糺問判事ニ下調ヲ求メ」るか、「直チニ判事ニ附シ裁判ヲ求ムル」ことができた(司法警察仮規則第七条)。

(41) なお、全一六件中糺問判事の下調が行われたのはわずかに二件(事例一五、一六)である。

(42) 松岡帰之は、一八七八年から翌七九年にかけて、司法省一六等出仕として静岡裁判所(本庁)に奉職し、判事補の職務を代行していた(事例一)。その後、遅くとも一八八〇年一月までには正式に判事補に任ぜられた。なお、一八八一年八月当時は沼津区裁判所に勤務していた。太田千彦編『静岡裁判所職員録(明治一一年二月改)』、彦根正三編『改正官員録』(博公書院、明治一二年一月刊行)、太田千彦編『静岡裁判所職員録(明治一三年一月改)』、太田千彦編『静岡裁判所職員録(明治一四年二月改)』、太田千彦編『静岡裁判所職員録(明治一四年八月改)』。

(43) 小田中聰樹氏は、明治刑事訴訟法(一八九〇年三月、治罪法に代えて制定された刑事訴訟法)の構造を考察する中でいわゆる聴取書問題に触れ、当時、検事や司法警察官は「実際には非現行犯の場合にも被告人や証人を警察署に『呼出』し、『訊問』してその問答を書取り署名捺印せしめ、これを『訊問調書』と名付けて証拠に供することが行われた」と指摘する(小田中『刑事訴訟法の歴史的分析』日本評論社、一九七六年、一四一頁、傍点は原文)。本稿における考察は、このような問答形式の供述調書がいつ頃から出現したのかという問いに対する答えを示唆するかもしれない。

(44) 静岡監獄署未決監の所在地は安倍郡井宮町(現静岡市葵区井宮町)であった。その起源は、静岡藩政期までさかのぼる。すなわち、「(静岡藩の)牢獄ハ安部郡井宮村ニアリ、今ノ牢獄ノ地ナリ、当時ノ景況ヲ回顧スレバ、四方皆板壁風日ヲ通セズ、病者相枕ミ死者相続グ、其惨酷人ヲシテ寒カラズシテ慄セシム、諸ヲ今ノ獄ニ比スルニ奚啻李世民ノ民楊廣ノ酷ヲ回想スルガ如キノミナランヤ」(国立公文書館所蔵内閣文庫『府県史料(静岡県)』二)。

(45) 以下の資料を読む限り、警察の取調段階から監獄に収監されていた可能性も排除できない。「右ノ者共儀一昨十二日該屯所へ相詰罷在

候処同日午後三時過人殺及持兇器強盗ノ重罪ヲ犯セシ遠州城東郡半済村岡本庄太郎并同郡加茂村織部安右衛門ノ両賊県庁ニ於テ罪状糺問ノ末番人付添監獄ヘ護送ノ途中静岡馬場町ニ於テ突然縲縄ヲ脱シ同町骨董店ヘ駈入リ刀剣数本ヲ奪ヒ抜刀ヲ以テ番人ヲ追撃逃去致候」（一八七五年一〇月一三日「静岡県一等邏卒久永重遠等数名強賊捕獲ノ功ヲ賞ス」、『太政類典』二編三五巻【一九】）。

(46) 公判請求（起訴）が実際どのように行われていたのかについては本稿で十分に解明することができなかった。ただ、断罪無正条条適用事件の起訴手続については、静岡県民権運動研究の一環としてすでに詳細に解明されている。それによれば、一八八一年、民権活動家前島豊太郎が静岡市内で行った演説について断罪無正条条により讒謗律を類推適用して起訴しようとした検事は、その可否を司法卿宛に伺い（司法卿はさらに太政大臣宛に伺い）、太政大臣からの指令を待って起訴を行った。その一連の手続の流れは左表の通りである。

日付	手　続	内　容
10.08	現行捕獲	
	警察取調	証告書・調書・証憑書類の作成
10.14	検事送致	証告書・調書・証憑書類と被疑者身柄を送致
10.21	司法卿宛 検事伺 (検事章程第4条)	「常事犯ト同シク当裁判所ヘ公判ニ付シ可然哉且該犯ノ如キハ何律ニ問擬ス可キモノナルカ法律ニ正条無之疑義ヲ生シ候ニ付為心得伺置度」
11.19	太政大臣宛 司法卿伺	「罰スルノ正条ナキヲ以テ名例律断罪無正条条ニ拠リ讒謗律第二条ヲ援引処分シ可然哉」
12.02	参事院進呈	指令案「伺ノ通」
12.05	太政官第二局付議	「参事院意見ノ通御指令相成可然哉」
12.05	参議回議	
12.12	太政大臣指令	「伺ノ通」
12.23	静岡裁判所判決	「讒謗律第二条ニ照シ禁獄三年罰金九百円」
03.17	大審院判決	被告人の上告却下

【出典】静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』三一書房、1984年、452頁以下

(47) 断獄則例は治罪法の施行（一八八二年一月一日）により消滅した。

(48) 石井良助編『明治文化史』第二巻・法制編、二六〇頁。

(49) ここにいう「式」とは、一八七三年二月一四日司法省第一六号「罪案書式並凡例更正」を指すと思われる。なお、罪案書式並凡例更正は治罪法の施行（一八八二年一月一日）によって消滅した。

(50) なお、石井良助氏が「府県裁判所は単独判事制」（同編『明治文化史』第二巻・法制編、二二〇頁）であったと述べられていることに留意しておきたい。

(51) この太政官第七三号布告は、一八七七年六月二八日太政官第四六号達「一等判事以下四級判事補迄並大検事以下四級検事補迄ヲ廃シ判事検事等ヲ置キ年俸月俸ヲ定ム」により廃止された。

(52) 一八八一年三月一八日「司法省申奏判事補検事補改定ノ儀」（アジア歴史資料センターRef.A07062785200、記録材料・考案十三括・法制部（国立公文書館））によれば、「判事補ハ独立審判ノ権ナシト雖モ、実際ニ於テ判事ノ代理ヲ為シ、又ハ区裁判所ニ在テ判事ノ職務ヲ行フトキハ判事同一ノ権ヲ有シ」たという。

(53) 中尾捨吉は、一八四一（天保一二）年生まれ。土佐（高知県）出身。号は水哉。土佐陽明学の奥宮慥斎に師事し、大塩中齋の人となりを慕ったという。明治維新後、陸軍に出仕し少佐に任官するも、議合わず挂冠。その後、松田正久、大井憲太郎らと謀って政社を組織し、政府を批判。一時入獄後、判事となり、静岡、三重、函館等に歴任。なお、判事中尾捨吉の名前が初めて静岡裁判所職員録に登場するのは一八八一年二月のことである（太田千彦編『静岡裁判所職員録（明治一四年二月改）』）。一八八八年一月広島控訴院評定官として広島重罪裁判長を拝命し、一八九三年一二月高等官四等に叙せられた（いずれも『官報』による）。その後判事を辞職し、広島で弁護士に転じた。一九〇三年夏、心臓病を患い、東京に転居。一九〇四年五月一四日死去。著作に「木内宗五郎伝」がある（以上、とくに注記したものを除き、おもに中尾捨吉著／吉本襄評釈『良知』参天閣、一九〇四年、による）。

(54) 職員録によれば、三田智周は少なくとも一八七八年二月から一八八二年九月までは判事補として静岡裁判所に奉職していた。

(55) 実際に「公判初席」という文言が登場するのは事例一五だけである。すなわち、「明治十二年十月一日公判初席爾来前陳手続ノ訊問ヲ了リ仍ホ左ノ如ク問答ヲナシタリ」（一八八〇年六月三〇日付口書）。

(56) 公判初席をもってただちに公判を終了したということも考えられる。なお、公判の回数（公判初席を含めて）は事例一五が五回、事例

三が三回であり、それ以外は二回以下であったと推測される。

(57) なお、下調や公判段階で警察での供述内容を翻したり、否認に転じる者も少なくなかった（事例一、三、五、七、八、一四、一五）。

(58)「公判済」は「結審」とも言われた（一八七三年二月一四日司法省第一六号罪案書式並凡例更正中の凡例第八条において「結審」の用語が用いられ、「ギンミズミ」のフリガナが付されている）。なお、「公判済」の用語が用いられているのは全一六件中四件（事例一二、一四、一五、一六）で、いずれも一八八〇年以降の事例であることから、「結審」から「公判済」への用語の転換はこの頃のことであったと考えられる。

(59) 罪案書式は、その後、一八七五年一〇月三〇日司法省達第三七号達「罪案中懲役終身以上見込ノ者」などによって改正され、治罪法（一八八〇年七月一七日太政官第三七号布告）の施行（一八八二年一月一日）をもって消滅した。

(60) 当時の静岡県における死罪事件数を正確に把握するのは困難である。参考までに、浜松県（一八七一年一一月に設置され、遠江国を管轄。七六年八月駿河国を管轄する静岡県と合併して現在の静岡県となる。）のデータ（死罪囚数）を示しておこう。一八七二（明治五）年三人、七三（明治六）年一三人、七四（明治七）年五人、七五（明治八）年三人（国立公文書館所蔵内閣文庫『府県史料（静岡県）』一一、アジア歴史資料センターRef.A07062302300『記録材料・司法省第一回報告』（国立公文書館））。

(61) これは一八七五年五月二四日太政官第九一号布告「大審院諸裁判所職制章程」を改正したものである。太政官第九一号布告では、府県裁判所章程第四条「死罪ハ文案証憑ヲ具ヘ被告人ヲ勾置シ以テ巡廻判事ヲ待ツ」、巡回裁判規則第七「已ニ結審シテ巡廻判事ヨリ審案ヲ大審院ニ送呈シ大審院批可シテ府県裁判所ニ下シ決行セシム」、上等裁判所章程第三条「死罪ヲ審訊シテ律ヲ擬スルノ後大審院ニ案ヲ具ヘ批可ヲ得テ然ル後ニ決行ス」、さらに大審院章程第七条「各上等裁判所ヨリ送呈スル所ノ死罪案ヲ審閲シ批可シテ送還ス其否トスルモノハ合員会議シ更ニ律ヲ擬シテ還付ス」などの規定が置かれていた。一八七七年太政官第一九号布告によって、おもに巡回裁判に関する規定が削除された。

(62) 擬律案伺の提出先が上等裁判所検事局となっていることについて、その歴史的経緯を簡単に述べておこう。一八七五（明治八）年五月二四日太政官第九一号布告「大審院諸裁判所職制章程」は「巡回裁判規則」を設け、府県裁判所などが罪犯を下調して死罪と擬するときは、死罪案を具えて巡回裁判の到来を待たなければならないとした（第四）。このとき府県裁判所などは、死罪案が発生するたびに管轄上等裁判所検事にその旨を届け出ることを義務づけられた（同年六月一二日司法省達第一四号達）。しかし、同年一二月一〇日太政官第

一九〇号布告「巡回裁判規則ノ内罪跡明白ニシテ再審ヲ要セサルモノ取扱手続」は、罪責が明白なものについては巡回裁判を不要とし、府県裁判所などはただちに上等裁判所に罪案証憑擬律案を提出することとした。上等裁判所への提出手続は、翌一八七六年一月、より具体的に定められた。すなわち、同年一月一二日司法省達第五号達「罪案証憑擬律案差出方」は罪案証憑擬律案の提出先を「上等裁判所詰検事」とした（さらに同年一月一四日司法省達第六号達、第七号達が、罪案証憑擬律案に警察官の原告書を添付すること、罪案は三通逓送することをそれぞれ義務づけた）。その後、『法令全書』によれば、罪案証憑擬律案の提出先を「上等裁判所詰検事」とした「罪案証憑擬律案差出方」は明治一〇年二月一九日太政官第一九号布告「大審院諸裁判所職制章程及控訴上告手続改正」により消滅したとされている。しかし、実務上は、本文で述べているように、その後も上等裁判所詰検事に罪案証憑擬律案が提出されていたようである。ちなみに、一八七八年末現在、東京上等裁判所検事局は、検事杉本菊蔵、同（兼権少警視）林三介、検事補樺山久舒、同関清英、同大河平隆、同平野長憲の合計六人によって構成されていた（彦根正三編『改正官員録』博公書院、明治一二年一月出版）。

(63) これら一件書類の内容は、事例によって宣告案を含まないものがあるものの、ほぼすべての事例に共通していると言ってよい。

(64) 全一六件中宣告案を含むのは事例一一、一二、一三、一四、一五、一六である。

(65) もちろん、原裁判所の擬律案を修正する場合もあった。たとえば事例八、一二など。

(66) 中山『明治初期刑事法の研究』二七七頁以下。

(67) この問題は、後の大津事件の理解の仕方にも大きく関連することになるだろう。

【資料】静岡裁判所死罪事案処置手続

【1】	月日	事項	発信	受信	備考
1878年	6月8日	事件発生			謀殺（既遂1、未遂1）／駿河国庵原郡由比駅（罪案）
		検視処分	興津分署		「医員ノ診断書」（罪案中擬律案）
	6月13日	被告人自首	被告人	興津分署	「六月十三日午後三時頃興津警察分署へ罷出デ自訴仕候得共其節申上タルコトハ…」（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	興津分署	被告人	
		被告人送致	興津分署	静岡警察署	
		被告人取調／仮口書作成	静岡警察署	被告人	「其後静岡警察署ニ於テ申上タルコトモ・・・」（罪案）
		被告人送致	静岡警察署	静岡県第四課	
		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	9月30日	求刑(*)	静岡県第四課	静岡裁判所	仮口書二通（興津分署、静岡警察署）、被害者等の始末書、見分書、医員診断書などを送致（罪案中擬律案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事人見恒民(*) 司法省16等出仕松岡帰之(*)	被告人	
	11月11日	口書読聞せ	判事人見恒民 司法省16等出仕松岡帰之	被告人	被告人爪印／「興津警察分署へ罷出デ自訴仕候得共其節申上タルコトハ神気転倒ノ折柄ニ付相違ノ廉ノミニテ其後静岡警察署ニ於テ申上タルコトモ事実ニ違ヒ居候」（罪案）
		結審	判事人見恒民 司法省16等出仕松岡帰之		
		罪案【第506号】の完成	判事人見恒民 司法省16等出仕松岡帰之		口書の末尾に擬律案「人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ擬シ斬」を記入
		送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案并ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	11月22日	擬律案伺【刑第36号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤(*)	東京上等裁判所 検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案共相添及送致候也」「追伸該書類ハ通運会社急便江差出置候」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事 尾崎房豊	

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
		下ケ札（始末書追加提出と詳細弁明の指示）	東京上等裁判所判事尾崎房豊	静岡裁判所	「下ケ札」の発信日時、発信者、受信者の詳細について断定しうる材料はない
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事尾崎房豊		「人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ擬シ斬」「・・・本擬ヲ了ス」
	12月24日	擬律案伺	東京上等裁判所判事尾崎房豊	大審院長判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
1879年	1月22日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	1月23日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「一月廿三日決」(*)／宣告案なし

注）
網掛けの部分は、資料に明記されていないものの、関係資料から間接的に推測される事柄であることを示す。以下、同じ。
補注）
【求刑】ここにいう「求刑」とは公判請求（起訴）の意味である。「求判」という場合もある。
【判事人見恒民】1878（明治11）年末現在、静岡裁判所には４人の判事が在籍していたが（そのうち本庁勤務は２人）、人見はそのうちの一人として静岡裁判所本庁に勤務していた（本籍京都府（彦根貞編『改正官員録』博公書院、1879年）。その後、長崎控訴院判事、同控訴院長などを経て、1902（明治35）年正三位に叙せられた（『官報』）。
【司法省16等出仕松岡帰之】松岡は司法省出仕でありながら判事補の職務を代行しているが、その根拠法令は不明。なお、松岡は、翌年には判事補に任ぜられた。松岡の本籍は京都府（彦根貞編『改正官員録』博公書院、1879年）。その後、大阪地方裁判所判事などを歴任した（『官報』）。
【静岡裁判所長判事中島錫胤】中島錫胤（なかじまますたね）（1829～1905）は、通称永吉、のち直人。号は可庵・無外。徳島市佐古町楠小路に徳島藩士三木（後に難波）章助の長男として生まれる。楠本鼇山・岩本贅庵に漢学を学び、のち京都に出て中島椋隠の門に入り、養子となった。文久年間、徳島藩の儒官増田幸之助が昌平黌にあり、同志と尊王攘夷の志を通じ、新居水竹に計画をうちあけ周旋役となった。文久３年２月京都等持院にある足利尊氏らの木像梟首事件に関係して幕吏に追われ、同志小室信夫と共に逃れて阿波に帰り、佐古大安寺の志摩利右衛門の別邸にかくまわれたが捕らえられ、徳島塀裏に投獄された（慶応４年２月釈放）。明治元年徳島藩から徴士として朝廷に出仕。明治２年５月兵庫県令、ついで弁事、岩鼻県令、七尾県権令、飾磨県権令等を歴任。ついで司法省に転じ大審院判事等を経て、明治17年元老院議官、同29年男爵となり、貴族院議員に勅撰された。（出典）徳島県立文書館「徳島幕末維新期人名辞典」http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/jinmei/?idx=４
【「一月廿三日決」】1873（明治６）年２月14日司法省第16号「罪案書式並凡例更正」中の「施行順序」に、「罪人ヲ処決スレハ罪案ニ年号月日決ト朱書シ各律ヲ区別シテ編集スヘシ」との規定がある。他の資料から、この「処決」および「決」は判決言渡（宣告）を意味すると考えられる。

【2】	月日	事項	発信	受信	備考
1878年	1月16日	事件発生			妻の故殺／遠江国佐野郡倉真村（罪案）
		戸長・伍長への届出	組合（五人組）	倉真村戸長杉山貞三郎 同伍長原田嘉吉	「直チニ組合染葉才助其外ノ者共ト…捜索セシニ死体ニ当リシ旨報知…直ニ戸長杉山貞三郎伍長原田嘉吉ヘ相届夫ヨリ掛川警察署ヘ御届ケ致シ御検視ヲ受ケ」（罪案）
		警察署へ通報	倉真村戸長杉山貞三郎 同伍長原田嘉吉	掛川警察署	
		検視処分	掛川警察署		
	5月28日	捕縛	掛川警察署	被告人	「諸所徘徊ノ末明治十一年五月廿八日同村（倉真村）鈴木寅吉宅前ニテ御召捕相成」（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	掛川警察署	被告人	「前顕ノ趣御探偵中ノ旨ニテ御取糺ヲ受ケ有躰申立候」（罪案）
		被告人送致	掛川警察署	静岡県第四課	
		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	11月12日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事中島錫胤 判事補三田智周	被告人	
1879年	3月4日	口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補三田智周	被告人	被告人爪印／「右之通相違不申上候以上」
		結審	判事中島錫胤 判事補三田智周		
		罪案【第590号／甲第24号】の完成	判事中島錫胤 判事補三田智周		口書の末尾に擬律案「妻ヲ故殺スル者改定律例第二百二十三条ニ擬シ絞」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「右之者東京上等裁判所江被請批可候案左ニ相伺」
	3月7日	擬律案伺【刑第6号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所長心得 判事西成度(*)	「右之者別紙口供之通り及結審候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 大塚正男		
		下ケ札（追加の取調事項を指示）	東京上等裁判所	静岡裁判所	「下ケ札」の発信日時、発信者、受信者の詳細について断定しうる材料はない

	月日	事　項	発　信	受　信	備　　考
	4月8日	擬律案伺	東京上等裁判所判事 大塚正男	大審院長判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	4月29日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」「再伸該犯罪案証憑書類正副二通御差出有之候処成規ニ寄リ今一通入用ニ付御謄写ノ上今一綴御差出有之度」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「四月十日決」とあるのは「五月十日決」の誤りか／宣告案なし

補注）
【東京上等裁判所長心得判事西成度】擬律案伺の宛先に注意。他の事例はすべて「東京上等裁判所検事局」になっている。

【3】	月日	事　項	発　信	受　信	備　　考
1878年	7月7日	事件発生			放火／遠江国佐野郡下垂木村（罪案）
	7月9日	被告人捕縛	掛川警察署	被告人	捕縛地下垂木村（罪案）
	7月18日	被告人取調／仮口書作成	掛川警察署	被告人	「右放火ノ始末明治十一年七月十八日掛川警察署ニ於テ御糾問ノ節申立相違無之旨拇印致シ因テ静岡警察署へ逓送相成」（罪案）
		被告人送致	掛川警察署	静岡警察署(*) 〔静岡県第四課？〕	
	7月20日	被告人取調／仮口書作成	静岡警察署 〔静岡県第四課？〕	被告人	「其月廿日（即明治十一年七月）尚ホ御糾ノ上掛川表ニ於テ申立候通都テ相違ナキ旨申述拇印致シ」（罪案）
	10月3日	被告人取調／仮口書作成	静岡警察署 〔静岡県第四課？〕	被告人	「其後明治十一年十月三日同署（静岡警察署）ニ於テ再ヒ御推問ノ際ニ至リ実際放火致スベク念慮ニ無之全ク・・・過テ失火及ヒ候儀ノ旨強テ陳述」（罪案）
	10月4日	求刑	静岡警察署 〔静岡県第四課？〕	静岡裁判所	「反異ノ侭当御裁判所へ御廻シ相成」（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事人見恒民 司法省16等出仕大山有信	被告人	「御審問ニ付放火セシニアラサル旨ヲ主張シ尚御審理中」（罪案）

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1879年	1月30日	監獄内で縊死事件偽装	被告人		「明治十二年一月三十日午後三時頃監獄内改メノ節自分儀同所鞘内へ出獄致シ不計悪心ヲ生シ…」（罪案）
	1月31日	被告人取調	静岡監獄署	被告人	「翌三十一日厳重御調有之」「前顕放火ノ始末モ自分ノ所為ニ相違無之」（罪案）
	3月12日	口書読聞せ	判事人見恒民 司法省17等出仕大山有信	被告人	被告人爪印
		結審	判事人見恒民 司法省17等出仕大山有信		
		罪案【第516号／甲第20号】の完成	判事人見恒民 司法省17等出仕大山有信		口書の末尾に擬律案「火ヲ放テ故ラニ人ノ物置ヲ焼ク者雑犯律放火条ニ依照シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局へ御送致案左ニ相伺」
	3月14日	擬律案伺【刑第８号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通リ及結審候間原告書証憑書類三通及ヒ擬律案共相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事 大塚正男	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 大塚正男		「雑犯律放火条ニ依照シ斬」
	3月25日	擬律案伺	東京上等裁判所判事 大塚正男	大審院長判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	4月11日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	4月15日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「四月十五日決」／宣告案なし

補注）
【静岡警察署】静岡県第四課は組織的には静岡警察署の上位に置かれているが、実際は両者は一体的に機能していたのではないか。それが証拠に、（第四課を改組した）警察本署の時代に至っても、本署長は静岡警察署長を兼務していた（太田千彦編『静岡県官員録』提醒社、1880年）

【4】	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1877年	1月14日	事件発生			放火／遠江国山名郡蛭池村（罪案）
1879年	4月23日	被告人捕縛	愛知県	被告人	捕縛地愛知県北設楽郡奈根村／「明治十二年四月廿五日同（北設楽）郡奈根村ニ於テ御召捕ニ相成リ夫レヨリ静岡県見付警察署へ御拘引ノ上御調ヲ受ケ」（罪案）
		被告人送致	愛知県	見附警察署	
		被告人取調／仮口書作成	見附警察署	被告人	
	7月24日	求刑	見附警察署	静岡裁判所浜松支庁	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所浜松支庁） 判事補油川信近 司法省16等出仕竹田右文	被告人	（罪案）
	9月11日	口書読聞せ	判事補油川信近 司法省16等出仕竹田右文	被告人	（爪印略）
		結審	判事補油川信近 司法省16等出仕竹田右文		
		罪案【第318号】の完成	判事補油川信近 司法省16等出仕竹田右文		口書に擬律案「火ヲ放チ故サラニ民舎ヲ焼ク者雑犯律放火条ニ照シ斬」を加える
	10月1日	上等裁判所送致伺【刑第209号】	浜松支庁長判事 千石敏徳	静岡裁判所長判事 中島錫胤	「右之者別紙之通及結審候間口供四通外原告書証憑書類三通及ヒ擬律案相添及送致候也」
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局へ御送致案左ニ相伺」
	10月6日	擬律案伺【刑第29号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所		「雑犯律放火条火ヲ放テ故サラニ民舎ヲ焼ク者ニ依照シ斬」
		擬律案伺	東京上等裁判所	大審院	
		擬律案の批可	大審院		「可（印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	10月30日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	11月3日	被告人への宣告	静岡裁判所浜松支庁	被告人	「十一月三日送付ス」(*)／宣告案なし

補注）

【「十一月三日送付ス」】通例は処決日（宣告日）が記載されるが、本件では静岡裁判所本庁から浜松支庁へ大審院批可が送付された日付が記載されたもののようである。したがって、表中の宣告日（11月3日）は実際には一両日後れると考えるべきだろう。

【5】	月日	事項	発信	受信	備考
1879年	4月23日	事件発生			謀殺／駿河国駿東郡二枚橋村（罪案）
		検視処分	御殿場分署		
	5月4日	被告人捕縛	御殿場分署	被告人	（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	御殿場分署	被告人	
		被告人送致	御殿場分署	沼津警察署	
		被告人取調／仮口書作成	沼津警察署	被告人	
		被告人送致	沼津警察署	静岡県第四課	
	9月2日	被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	「明治十二年九月二日静岡県ニ於テ申立タル口書ノ通リ…」（罪案）
	9月2日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事中島錫胤 判事補松岡帰之	被告人	（罪案）
	10月13日	口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補松岡帰之	被告人	被告人爪印／「自分ハ已ニ静岡県ニ於テ真実ノ白状致シナガラ裁判所ニ於テ虚言ヲ申ストテ御糺ヲ蒙ムルモ自分ハ全ク●●ヲ殺ス心底ニハ無之疵ヲ付ケテ婚礼ヲ止メントスル迄ノ存慮ノ処ツイカヽル大事ニ立至リ」
		結審	判事中島錫胤 判事補松岡帰之		
		罪案【第483号／甲第76号】の完成	判事中島錫胤 判事補松岡帰之		口書の末尾に擬律案「人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ照シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	10月28日	擬律案伺【刑第31号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事川村応心	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 川村応心		

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
	11月17日	擬律案伺	東京上等裁判所判事 川村応心	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	12月２日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	12月５日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「十二月五日決」／宣告案なし

【6】	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1879年	５月８日	事件発生			放火／遠江国榛原郡切山村（罪案）
	９月８日	被告人自首	被告人	金谷分署	「右覚平今般捕縛セラレシト承リ自分モ遁ルベキ道ナシト思料シ前顕強盗ノ始末明治十二年九月八日自首候」（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	金谷分署	被告人	「金谷分署ニ於テ御調ノ際申立」（罪案）
		被告人送致	金谷分署	掛川警察署	
		被告人取調／仮口書作成	掛川警察署	被告人	
		被告人送致	掛川警察署	静岡県第四課	
		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	10月29日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事吉岡弘 判事補佐川秀実	被告人	（罪案）
	11月14日	口書読聞せ	判事吉岡弘 判事補佐川秀実	被告人	被告人爪印／「強盗罪ヲ自首シ余罪（放火等）ハ御糾問ヲ受ケ有体申立候」
		結審	判事吉岡弘 判事補佐川秀実		
		罪案【第582号／甲第83号】の完成	判事吉岡弘 判事補佐川秀実		口書の末尾に擬律案「火ヲ放テ故サラニ民舎ヲ焼ク者雑犯律放火条ニ擬シ斬」を記入

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長・判事	書記、刑事課、判事、所長に各小印／「死罪囚罪案並証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	12月４日	擬律案伺【刑第34号】	静岡裁判所長判事中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通リ及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事川村応心	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事川村応心		
	12月15日	擬律案伺	東京上等裁判所判事川村応心	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	12月25日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案なし

【7】	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1875年	11月27日	事件発生			謀殺／遠江国周智郡奥領家村（罪案）
	12月？日	浜松県に第四課（警保）を置く			明治８年11月30日府県職制（太政官第203号達）
	12月２日	被告人看守	奥領家村民（被害者親類など）	被告人	
	12月３日	被告人連行	奥領家村民（被害者親類など）	区長役場	「明治八年十二月三日区長役場ヘ引立テラレ同所ニ於テ区長奥山瀬作并ニ正副戸長出席セラレ外ニ常吉方ト自分ノ親族ノ者共立会ノ上・・・始末等詰問セラレ」（罪案）／「明治八年十二月三日区長奥山瀬作其外ノ者面前ニ於テ自ラ供出」（判決案）
	12月３日	被告人取調／仮口書作成	区長奥山瀬作／正副戸長／親族	被告人	
	12月８日	被告人捕縛	浜松県派出警察官（邏卒）	被告人	（罪案）
	12月８日	検視処分／仮口書作成	浜松県派出警察官（邏卒）	被告人	「旧浜松県庁ヨリ検屍ノ方御派出ニテ猶ホ事実御尋問相成・・・口書御読聞ノ上其口書ヘ拇印致シ」（罪案）

	月日	事項	発信	受信	備考
	12月８日	被告人護送	浜松県派出警察官（邏卒）	浜松県第四課	「後チ旧浜松県ヘ護送セラレ候」（罪案）
	12月８日	被告人取調／仮口書作成	浜松県第四課	被告人	「（護送セラレ候）其夜旧浜松県庁ニ於テ…御尋ネ有之」（罪案）／「明治八年十二月八日旧浜松県警察官ノ面前ニ於テ其犯状ヲ申供シ口書ニ拇印シタリ」「旧浜松県ヘ護送セラレシ後已ニ反異シ連リニ詐言ヲ吐キ」（判決案）
	12月12日	求刑(*)	浜松県第四課	浜松県（聴訟課断獄係）	（罪案）
1876年	８月21日	浜松県、静岡県に合併			
		被告人取調／口書作成	静岡県（聴訟課断獄係）	被告人	「旧静岡県御裁判所ニ於テモ亦同様ノ御取糺ナルニヨリ故サラニ砲殺セシ儀ニテハ無之旨屡弁解スレトモ御採用相成ラス」（罪案）
	11月10日	静岡裁判所開庁			
1877年	２月５日	静岡県、警察出張所・屯所等の名称を廃し、出張所を警察署、屯所・分屯所を分署と改称			
		公判初席	（静岡裁判所） 判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	（罪案）
	10月18日	口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	被告人爪印／「区戸長及ヒ警察官ヘ供出シタルハ心気錯乱シ逆上シテノコトナレハ何等ノ事ヲ申述タルヤ曾テ覚ヘス」
		結審	判事中島錫胤 判事補内田常矩		
		罪案の完成	判事中島錫胤 判事補内田常矩		口書の末尾に擬律案「財ヲ図リ人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ擬シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局ヘ御送致案左ニ相伺候也」
	10月24日	擬律案伺 【刑上第11号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案共相添及御送致候也」
		儀律案伺送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事寺島直	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事寺島直		
	12月27日	擬律案伺	東京上等裁判所判事寺島直	大審院長代理判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
1878年	１月１日	被告人反獄逃走			（擬律案伺【刑第15号】）

【7】	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1878年	1月18日	反獄逃走の件通知	静岡裁判所	東京上等裁判所検事局	（擬律案伺【刑第15号】）
		口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	
		結審	判事中島錫胤 判事補内田常矩		
		擬律案の作成	判事中島錫胤 判事補内田常矩		「未決ノ囚反獄シテ逃走スルノ従タル者改定律例第二百九十四条ニ依リ懲役終身／持兇器強盗罪ヲ得ル者改定律例第百二十七条改正条款ニ照シ懲役終身」
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、所長に各小印
	4月19日	擬律案伺【刑第15号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「昨明治十年十月廿四日付ニテ死罪見込ヲ以テ罪案并証憑書類及送致候（被告人）…本年一月一日反獄逃走致シ候ニ付…今般別紙之通及結審候間原告〔書〕証憑書類三通り及ヒ擬律案共相添及送致候也」
		擬律案伺送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所		
		擬律案伺	東京上等裁判所	大審院	
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	4月30日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	5月4日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	申渡書の端書に「明治十一年五月四日」／別に（ほぼ同文の）宣告書がある(*)／詳細な「判決案」もある

補注）

【求刑】ここでは浜松県第四課から聴訟課断獄係に対する公判請求手続を意味するものと解する。

【宣告書】明治12年12月4日司法省丙第15号達「懲役終身以上ノ擬律案ヲ差出ストキ宣告案添付」により、以後、地方裁判所が懲役終身以上の者と見込んで文案・証憑・擬律案を上等裁判所へ差出すときは、宣告案を副えることが義務づけられた。ただし、本事案は、同達が発布される以前のものである。

【8】	月日	事項	発信	受信	備考
1877年	7月10日	被告人A、有罪判決	静岡裁判所	被告人A	窃盗罪で懲役60日
	7月16日	被告人C、有罪判決	静岡裁判所	被告人C	窃盗罪で懲役60日
	7月23日	被告人B、有罪判決	静岡裁判所	被告人B	窃盗罪で懲役70日
	9月7日	被告人A、懲役刑満期			
	9月14日	被告人C、懲役刑満期			
	10月初旬	被告人B、懲役刑満期			
	11月11日	事件①発生	被告人AB		強盗（駿河国富士郡中町村）
	11月20日	事件②発生	被告人A		放火強盗（駿河国有渡郡中ノ郷村）
	11月28日	事件③発生	被告人AB		強盗未遂（由比宿）
	11月29日	事件④⑤発生	被告人A		④強盗未遂（蒲原宿）／⑤火事場窃盗（小金村）
	12月10日	事件⑥⑦発生	被告人AC		⑥火事場窃盗未遂（遠江国榛原郡弥左衛門新田）／⑦火事場窃盗（榛原郡兵太夫新田）
	12月15日	被告人捕縛	藤枝分署	被告人C	捕縛地志太郡高柳上村／「明治十年十二月十五日藤枝分署ニ於テ捕縛セラレ候」（罪案③）
	12月16日	被告人捕縛	静岡分署	被告人AB	捕縛地有渡郡石部村海岸／「明治十年十二月十六日有渡郡石部村海岸ニ於テ捕縛セラレ」（罪案①②）
		被告人AB送致	静岡分署	藤枝分署	
		被告人取調／仮口書作成	藤枝分署	被告人ABC	「已ニ捕ニ就キ藤枝分署ニ於テ…厳重ノ御尋問…口書（分署ニ於テノ仮口書ナリ）御読聞ノ上拇印致」（罪案①）／「已ニ捕縛セラレ藤枝分署ニ於テ…厳重御尋問相成」（罪案③）
		被告人送致	藤枝分署	静岡警察署	「後チ静岡県庁へ護送セラレ」（罪案①③）
	12月21日	被告人取調／仮口書作成	静岡警察署	被告人ABC	「其月（十年十二月）二十一日（静岡）警察署ニ於テ御取糺相成其節モ前口書ノ通聊カ相違無之ト申供シ再ヒ拇印（分署ニ於テノ仮口書ニ再ヒ拇印ス）致シ」（罪案①、罪案③も同旨）
	12月25日	被告人取調／仮口書作成	静岡警察署	被告人A	「其手続キ御尋問中同月（十二月）廿五日蒲原宿…ヘ火ヲ放チ…金子其外盗取シ旨供吐セシ処同日右ノ口書是亦御読聞ノ上拇印致シ」（罪案①）
1878年		被告人送致	静岡警察署	静岡県第四課	

	月日	事項	発信	受信	備考
	2月(日欠)	被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人ABC	「明治十一年二月警察署ニ於テ更ニ口書御読聞相成シ節火ヲ放チタリト申供セシハ全ク詐リニテ覚ヘ無之儀ナリト主張シ其拇印ヲ拒ミシ処其侭当御裁判所ヘ御廻シニ相成」（罪案①、罪案③も同旨）
	3月22日	求刑（被告人ＡＢＣとも）	静岡県第四課	静岡裁判所	
		公判初席	（静岡裁判所） 判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人ABC	（罪案）
	7月11日	口書②読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人B	被告人爪印
	7月13日	口書③読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人C	被告人爪印
	7月15日	口書①読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人A	被告人爪印
		結審	判事中島錫胤 判事補内田常矩		
		罪案①～③の完成	判事中島錫胤 判事補内田常矩		口書①～③の末尾に擬律案「故サラニ火ヲ放テ民舎ヲ焼ク者雑犯律放火条ニ擬シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	判事	書記、刑事課、判事に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺候也」
	7月24日	擬律案伺【刑第27号】	静岡裁判所長判事中島錫胤代理判事人見恒民	東京上等裁判所検事局	「右之者共別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案共相添及御送致候也」
		擬律案伺送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事大塚正男	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事大塚正男		
	8月13日	擬律案伺	東京上等裁判所判事大塚正男	大審院長代理判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院可）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	8月28日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案なし

【9】	月日	事項	発信	受信	備考
1878年	1月17日	事件発生			謀殺／駿河国駿東郡竹ノ下村
	1月？日	検視処分	御殿場分署		「賊ノ所業ニ取繕ヒ御検視モ相済ミ」（罪案）
	3月15日	被告人捕縛	御殿場分署	被告人	捕縛地竹ノ下村（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	御殿場分署	被告人	
		被告人送致	御殿場分署	沼津警察署	
		被告人取調／仮口書作成	沼津警察署	被告人	
		被告人送致	沼津警察署	静岡県第四課	
		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	7月22日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事人見恒民 判事補三田智周	被告人	（罪案）
	9月18日	口書読聞せ	判事人見恒民 判事補三田智周	被告人	爪印あり
		結審	判事人見恒民 判事補三田智周		
		罪案の完成	判事人見恒民 判事補三田智周		口書の末尾に擬律案「夫ヲ謀殺スル者人命律謀殺祖父母父母条ニ擬シ梟示」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「左之者東京上等裁判所検事局へ被送致候案左ニ相伺候也」
	9月19日	擬律案伺【刑第30号】	静岡裁判所長判事中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案共相添及送致候也」
		擬律案伺送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事尾崎房豊	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事尾崎房豊		
	10月3日	擬律案伺	東京上等裁判所判事尾崎房豊	大審院長判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	10月10日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	10月14日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「十月十四日決ス」

【10】	月日	事項	発信	受信	備考
1878年	3月14日	事件発生			放火／遠江国榛原郡片浜村（罪案）
	7月6日	被告人捕縛	金谷分署	被告人	「同十一年七月六日自宅(榛原郡勝俣村)ニ於テ捕縛セラレ候」(罪案)
		被告人取調／仮口書作成	金谷分署	被告人	
		被告人送致	金谷分署	掛川警察署	
		被告人取調／仮口書作成	掛川警察署	被告人	
		被告人送致	掛川警察署	静岡県第四課	
		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	8月30日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	(罪案)
		公判初席	(静岡裁判所) 判事中島錫胤 判事補三田智周	被告人	(罪案)
	11月27日	口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補三田智周	被告人	被告人爪印
		結審	判事中島錫胤 判事補三田智周		
		罪案の完成	判事中島錫胤 判事補三田智周		口書の末尾に擬律案「火ヲ放テ故サラニ民舎ヲ焼ク者雑犯律放火条ニ擬シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局へ御送致案左ニ相伺」
	12月4日	擬律案伺【刑第37号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案相添及送致候也」
		擬律案の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事尾崎房豊	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事尾崎房豊		
	12月12日	擬律案伺	東京上等裁判所判事尾崎房豊	大審院長判事玉乃世履	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印)」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	12月26日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
	12月27日	被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	「十二月廿七日決」／宣告案なし

【11】	月日	事項	発信	受信	備考
1879年	6月26日	事件発生			姦夫本夫殺害／伊豆天城山中（罪案）
		検視処分			
	7月14日	被告人捕縛	熱海分署	被告人	「明治十二年七月十四日賀茂郡熱海村ニ於テ召捕ハレ候」（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	熱海分署	被告人	
		被告人送致	熱海分署	三島警察署	
		被告人取調／仮口書作成	三島警察署	被告人	
		被告人送致	三島警察署	静岡県第四課	
	9月1日	被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	「自分本年九月一日静岡県ニ於テ拇印仕候口書ニ…」（罪案）
	9月9日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 掛判事中島錫胤 判事補松岡帰之	被告人	
	10月29日	口書読聞せ	掛判事中島錫胤 判事補松岡帰之	被告人	被告人爪印／「静岡県ニ於テ拇印仕候口書ニ天城山三階瀧ニ於テ由蔵ノ逃ケルヲ自分追掛ケ突殺シタル旨已ニ白状致シナガラ今其口供ヲ反異シ不実ノ申立ヲ為ストテ御審糺ヲ蒙ルモ実際這回申立ル所ノ手続ニ相違無之候」（罪案）
		結審	掛判事中島錫胤 判事補松岡帰之		
		罪案の完成	掛判事中島錫胤 判事補松岡帰之		口書の末尾に擬律案「姦夫本夫ヲ殺ス者人命律殺死姦夫条第二項ニ擬シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	12月4日	擬律案伺【刑第32号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案相添及送致候也」／宣告案も添付
		擬律案の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事 中村元嘉	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 中村元嘉		「姦夫本夫ヲ殺ス者人命律殺死姦夫条第二項ニ照シ斬」

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1880年	1月29日	擬律案伺	東京上等裁判所判事 中村元嘉	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	2月7日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案あり

【12】	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
1880年	3月8日	事件発生			故殺／有渡郡北矢部村（罪案）
	3月12日	被告人捕獲（探偵捕獲）	興津分署	被告人	捕獲地庵原郡蒲原宿（罪案）
		被告人送致	興津分署	静岡警察署	
	3月17日	被告人取調／仮口書作成	静岡警察署	被告人	被告人爪印／仮口書は物語形式／「同（十三）年同（三）月十七日静岡警察署於テ取調ノ際申立」（罪案）
		被告人送致	静岡警察署	静岡県第四課	
	3月26日	被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	被告人爪印／仮口書は問答形式／「汝カ陳述スル処即チ明治十三年三月十七日付同十三年三月廿六日付警察官ノ面前ニ於テ拇印セシ口供…」（罪案）
		求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事吉岡弘 判事補内田常矩	被告人	
	4月17日	口書読聞せ	判事吉岡弘 判事補内田常矩	被告人	被告人爪印／口書は問答形式／「汝カ陳述スル処即チ明治十三年三月十七日付同十三年三月廿六日付警察官ノ面前ニ於テ拇印セシ口供ト能ク符合セリ然レトモ仍ホ訊問ス可キコトアリ」
	4月20日	公判済	判事吉岡弘 判事補内田常矩		「明治十三年四月二十日 公判済　　判事　吉岡弘（小印） 判事補　内田常矩（小印）」

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
		罪案【第132号／甲第21号】の完成	判事吉岡弘 判事補内田常矩		口書の末尾に擬律案「臨時殺意ヲ起シ人ヲ泥水中ニ陥レ尚ホ抑圧シテ溺死セシムル者人命律故殺条ニ擬シ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	判事	書記、刑事課、判事に各小印／「死罪囚罪案並証憑書類東京上等裁判所検事局へ御送致案左ニ相伺」
	4月26日	擬律案伺【刑第７号】	静岡裁判所長判事中島錫胤代理判事吉岡弘	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案並ニ宣告案共相添及送致候也」
		儀律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事荘島包秩	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事荘島包秩		「臨時殺意ヲ起シ人ヲ泥水中ニ陥レ尚ホ抑圧シテ溺死セシムル者人命律鬪殴及故殺条ニ擬シ斬」
	5月12日	擬律案伺	東京上等裁判所判事荘島包秩	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	5月21日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案添付（擬律案伺【刑第７号】）

【13】	月日	事項	発信	受信	備考
1879年	4月6日	事件発生			女児圧殺／伊豆国君沢郡沢地村（罪案）
	4月10日	被告人捕縛	三島警察署	被告人	（罪案）
		被告人取調／仮口書作成	三島警察署	被告人	「先ニ警察官ヘ申立ノ通り相違無之事実有躰申立…」（罪案）
		被告人送致	三島警察署	静岡県第四課	
1880年		被告人取調／仮口書作成	静岡県第四課	被告人	
	3月10日	求刑	静岡県第四課	静岡裁判所	（罪案）
		公判初席	（静岡裁判所） 判事吉岡弘 司法省16等出仕厚芝唯一	被告人	（罪案）
	4月20日	口書読聞せ	判事吉岡弘 司法省16等出仕厚芝唯一	被告人	被告人爪印／口書は物語形式と問答形式の併用
		結審	判事吉岡弘 司法省16等出仕厚芝唯一		
		罪案の完成	判事吉岡弘 司法省16等出仕厚芝唯一		口書の末尾に擬律案「財ヲ図リ人ノ女児ヲ乞養シテ殺ス者改定律例第百十三条ニ拠リ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	判事	書記、刑事課、判事に小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	4月(日欠)	擬律案伺【刑第10号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤代理 判事吉岡弘	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律案并宣告案共相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事川村応心	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事川村応心		「財ヲ図リ人ノ女児ヲ乞養シテ殺ス者改定律例第百十三条ニ依リ斬」
	5月17日	擬律案伺	東京上等裁判所判事川村応心	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	5月31日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案添付（擬律案伺【刑第10号】）

【14】	月日	事項	発信	受信	備考
1880年	5月13日	事件発生			謀殺／城東郡富田村
		検視処分	掛川警察署		（求判書）
	5月17日	被告人捕獲	掛川警察署	被告人	捕獲地自宅（城東郡西方村）／「明治十三年五月十七日居宅ニ於テ御召捕御糾ヲ受ケ」（罪案）
	5月31日	被告人取調／仮口書【第186号／甲第40号】の作成	掛川警察署	被告人	被告人爪印／仮口書は物語形式／「明治十三年五月三十一日掛川警察署ニ於テ拇印セシ口供」（6月17日付口書）
		被告人送致	掛川警察署	静岡県警察本署	「護送部官掛川警察署」（求判書）
		被告人取調／仮口書作成	静岡県警察本署	被告人	
	6月15日	求判書【第175号】の送達	（静岡県警察本署点該官） 七等警部塚本京太 八等警部荘　資倫	静岡裁判所	引渡書類（口供3、原籍調、原由書、始末書4、診断書、証拠品調、賍品調、検視書類）
	6月17日	公判（初席カ）／口書作成	（静岡裁判所） 判事吉岡弘 判事補内田常矩	被告人	「今日御席ニ於テ申立シハ全ク詐リタル儀ニテ明治十三年五月三十一日掛川警察署ニ於テ拇印セシ口供ノ通聊相違無之」
	6月24日	口書読聞せ	判事吉岡弘 判事補内田常矩	被告人	被告人爪印／口書は問答形式／「（被告人）儀公判庭ニ於テ該犯罪ノ手続キヲ訊問セシニ…警察官ノ面前ニ於テ拇印セシ口供ノ通リナレトモ唯金弐円窃取セシト申立テタルハ全ク詐リヲ吐キタルモノニシテ曽テナキコトナリト陳弁セリ」（罪案）
	6月24日	公判済	判事吉岡弘 判事補内田常矩		「明治十三年六月二十四日 公判済　判事　吉岡　弘(小印) 判事補　内田常矩(小印)」
		罪案【第186号／甲第40号】の完成	判事吉岡弘 判事補内田常矩		口書の末尾に擬律案「人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ依リ斬」を記入
		上等裁判所送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局江御送致案左ニ相伺」
	6月30日	擬律案伺【刑第15号】	静岡裁判所長判事 中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律宣告案共相添及送致候也」
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事川村応心	

	月日	事項	発信	受信	備考
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 川村応心		「人ヲ謀殺スル者人命律謀殺条ニ依リ斬」 宣告案を修正
	7月20日	擬律案伺	東京上等裁判所判事川村応心	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	7月29日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案添付（擬律案伺【刑第15号】）

【15】	月日	事項	発信	受信	備考
1877年	9月11日	事件発生			強盗殺人／駿河国庵原郡蜂ヶ谷村
	9月23日	被告人捕獲	興津分署	被告人	捕獲地江尻宿
		被告人取調／仮口書作成	興津分署	被告人	「最初興津分署ニ於テ訊問ヲ受ケタル節ヨリ詳細ニ述テ」（明治13年6月30日付口供）
		被告人送致	興津分署	静岡警察署	
		被告人取調／仮口書作成	静岡警察署	被告人	
		被告人送致	静岡警察署	静岡県第四課	「護送部官静岡警察署」（求判書）
1879年	2月12日	被告人取調／仮口書作成	（静岡県第四課） 三等警部鈴樹忠吉 七等警部富沢終吉	被告人	被告人爪印／仮口書は物語形式／「明治十二年二月十二日静岡県警察官ニ於テナシタル口供」（明治13年6月30日付口書）
	3月26日	被告人取調／仮口書作成	三等警部鈴樹忠吉 七等警部富沢終吉	被告人	被告人爪印／仮口書は問答形式／「同年三月二十六日是亦警察官ニ答フルニ」（明治13年6月30日付口書）
		糺問判事下調の請求	静岡県第四課	静岡裁判所	
	6月30日	糺問判事下調／ 糺問書作成	糺問掛司法省16等出仕 松岡帰之	被告人	被告人爪印／糺問書は問答形式

	月日	事項	発信	受信	備考
	9月9日	糺問判事下調／糺問書作成	糺問掛判事補松岡帰之	被告人	被告人爪印／糺問書は問答形式／「同（十二）年九月九日糺問判事ヘノ陳述」（明治13年6月30日付口書）
	9月13日	糺問判事下調／糺問書作成	糺問掛判事補松岡帰之	被告人	「糺問判事ヨリ九月十三日ニ…訊問セラレタレハ必ス申立可キ筈ナリ」（明治13年6月30日付口書）
		被告人・証憑文書の還付	糺問掛判事	静岡県第四課	
	9月24日	求判書【第515号】送致	（静岡県第四課点該官）三等警部鈴樹忠吉 七等警部富沢終吉	静岡裁判所	「糾問書之通強盗殺人犯蹟確実ナル者ト致信認候間憑証相副及御送付候也」
	10月1日	公判初席	（静岡裁判所）判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	「明治十二年十月一日公判初席爾来前陳手続ノ訊問ヲ了リ仍ホ左ノ如ク問答ヲナシタリ」（明治13年6月30日付口書）
	10月2日	公判	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	「明治十二年十月二日公判庭ニ於テ該紙入ハ十日（明治十年九月）ノ夜和吉ヨリ金員受取リタル…ト陳ヘタリ」（明治13年6月30日付口書）
	11月27日	公判	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	「汝ハ明治十二年十一月二十七日公判庭ニ於テ前陳温泉ニ…同行セント述ヘタレトモ」（明治13年6月30日付口書）
1880年	3月(日欠)	被告人反獄			（明治13年6月30日付口書）
	4月1日	被告人取調	静岡監獄署獄吏	被告人	（明治13年6月30日付口書）
	6月22日	公判	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	「不品行ナル所為ナルニ依リ今日（明治十三年六月二十二日）マテ隠シ居レリ」（明治13年6月30日付口書）
	6月30日	口書読聞せ	判事中島錫胤 判事補内田常矩	被告人	「右読聞カセシ所謂レナキ苦情ヲ唱ヒ拇印ヲ拒ミタリ」
	6月30日	公判済	判事中島錫胤 判事補内田常矩		「明治十三年六月三十日 公判済　判事　中島錫胤(小印) 判事補　内田常矩(小印)」
		擬律案〔罪案〕・宣告案の作成	判事中島錫胤 判事補内田常矩		擬律案「持兇器強盗人ヲ殺ス者改定律例第百二十七条中改正条款ニ照シ斬」
		擬律案等送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	書記、刑事課、所長に各小印／「死罪囚罪案並ニ証憑書類東京上等裁判所検事局エ御送致案左ニ相伺」

	月日	事項	発信	受信	備考
	7月8日	擬律案伺【刑第16号】	静岡裁判所長判事中島錫胤	東京上等裁判所検事局	「右之者別紙之通及結審候間原告書証憑書類三通り及ヒ擬律宣告案共相添及送致候也」
		擬律案の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事植村長	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事植村長		擬律案「持兇器強盗人ヲ殺ス者改定律例第百二十七条中改正条款及ヒ改正閏刑律ニ照シ除族ノ上斬」
	8月7日	擬律案伺	東京上等裁判所判事植村長	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
	9月22日	大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	「大審院批可別紙之通候条此旨相達候事但証憑正本還付候事」
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案添付（擬律案伺【刑第16号】）

【16】	月日	事項	発信	受信	備考
1880年	7月29日	事件発生			持兇器強盗殺人／伊豆国賀茂郡上多賀村
	7月29日	検視願	賀茂郡上多賀村戸長倉田直平	静岡県令大迫貞清	「今廿九日午后九時頃同院へ強盗押入同人被殺害候間御検視被成下度此段奉願候也」／熱海分署へ提出
	7月29日	事件発生を急報	熱海分署	三島警察署	「兇殺セラレタル旨該村戸長倉田直平ノ申告ニ依リ其旨直ニ三島警察署江急報」（検視明細書）
	7月30日	兇行人探偵・取締	熱海分署長一等巡査山村三代治／四等巡査抜吉／探偵臨時雇石渡平七		「同月三十日午前三時過キ該地ニ到着被殺人及賊ノ行跡ヲ見閲」（明治13年8月15日付〔具申書〕）／「現場ニ至リ戸長倉田直平ニ被害人年齢相貌格骨ヲ詳記三島宿戸長役場ヘ照会親戚ヲ招クヘキコトヲ求メ探偵ニ従事」（検視明細書）
	7月30日	検視処分の指揮	三島警察署長八等警部小林昌啓	一等巡査山村三代治	30日午後2時30分／「三島警察署長八等警部小林昌啓ヨリ検視可致旨指揮ニ依リ直ニ医員奥村玄周ヲ招キ猶被害人親戚ノ来着ヲ待」（検視明細書）
	7月30日	検視処分	熱海分署長一等巡査山村三代治／四等巡査抜吉	戸長倉田直平／親戚／関係人	「（30日）午後五時戸長医員及親戚関係人立会ハセ之ガ検視ヲ行フ」（検視明細書）

	月日	事　項	発　信	受　信	備　考
	7月31日	意見書	熱海分署長警部代理一等巡査山村三代冶	静岡県令大迫貞清	「鈴木文太郎ヲ刃殺セシ兇賊ハ●●ナルト認定シ直ニ此概略ヲ書記シ此探偵ニ従事セシ者ヲ三島警察署長小林八等警部エ具申セシメ沼津宿及八王子等探偵追捕ノ指揮ヲ仰カシメタリ而シテ猶行兇人タル有形ノ証憑ヲ得ルコト及未近村ニ潜伏アランヤノ探偵手配致置候事」
	7月31日	検案書	医員奥村玄周		「右ハ明治十三年七月三十日午後五時熱海分署一等巡査山村三代冶立会視察スル左ニ…前陳徴候ニ因リ第一条ト第三条傷疵ノ為ニ絶命セシ者トス」
	7月31日	検視明細書	警部代理一等巡査山村三代冶／戸長倉田直平／医員奥村玄周／親戚渡辺直七／関係人		「依之死屍ハ渡辺直吉へ引渡医員ノ検按及関係人ノ口供ヲ取束子卑職此明細書ヲ記シ戸長医員親戚ト共ニ記名押印ス」
	7月31日	仮口書読聞せ	熱海分署長警部代理一等巡査山村三代冶	関係人6名／倉田直平（上多賀村戸長）	倉田直平「熱海分署へ急訴致場所取締警察官ノ来着ヲ待御検視ニ立会文五郎兇殺セラレタル顛末ハ…関係人申立候通リ兇賊ノ所以ト推察候コト」／山村三代冶「右読聞セ候処正実ニシテ詐リナキ旨ヲ述ブ依テ茲ニ署名押印ス」
	8月5日	自首書読聞せ	熱海分署長警部代理一等巡査山村三代冶	長津宇兵衛	犯人隠避幇助／「署エ出頭口述」／「右申供スル所ニ依リ其面前ニ於テ之レヲ書記シ読聞セタル所正実ニシテ詐リナキヲ陳述セリ依テ記名押印ス」
	8月6日	自首書読聞せ	熱海分署長警部代理一等巡査山村三代冶	藤間金平	被告人兄／犯人隠避／山村巡査出張中、上多賀村戸長役場へ出頭／「右申供スル所ニ依リ其面前ニ於テ之レヲ書記シ読聞セタル所正実ニシテ詐リナキヲ陳述セリ依テ記名押印ス」
	8月9日	御届書	景徳院住職松本自仙	静岡県令大迫貞清	検視処分における口供内容訂正
	8月10日	始末書	景徳院住職松本自仙	静岡県令大迫貞清	熱海分署へ提出／「金三拾八銭奪去ラレタルノ申供ハ御取消有之度此段始末書ヲ以テ有体申上候事」
	8月12日	氏名訂正届書	上多賀村戸長倉田直平	熱海分署	
	8月14日	【第58号】	熱海分署長一等巡査山村三代冶	三島警察署長八等警部小林昌啓	「自仙始末書之通申出候間一件書類呈進致候条可然御取計有之度此段具申致候也」
	8月15日	〔具申書〕差出	熱海分署長一等巡査山村三代冶	三島警察署長八等警部小林昌啓	「一件書類（自首書二通を含む）及ヒ犯跡証憑ニ供スル単物壱枚相添此段具申致候也」

	月日	事項	発信	受信	備考
	8月15日	被告人捕獲	三島警察署出張警察官	被告人	午後10時頃準現行犯で捕獲（明治13年11月30日付被告人口供）／「三島警察署ヨリ御探偵トシテ御出張相成同所（山梨県姥口山）山中炭小屋ニ於テ御取押ヘ相成当御署ヘ御拘引ノ上御尋問」（明治13年11月30日付被告人仮口書）
	8月21日	御請書	藤間金蔵	静岡県令大迫貞清	「私儀今般村預ケ(*)被仰付承知奉畏依テ御請書奉差上候也」
	8月21日	御請書	藤間金蔵／親戚雲野彦五郎／組合石井七左衛門	静岡県令大迫貞清	「右ハ今般村預ケ被仰付承知奉畏依テハ本人保看之儀組合親戚ニテ之ヲナシ御用之節ハ御達次第速ニ出頭可為致」
	8月21日	御受書	長津宇兵衛	静岡県令大迫貞清	「私儀今般村預ケ被仰付承知奉畏依テ御請書差上申候也」
	8月21日	御請書	長津宇兵衛／親類長津常七／組合一木万右衛門	静岡県令大迫貞清	「右ハ今般村預ケ被仰付承知奉畏依テハ本人保看之儀組合親類ニテ之ヲナシ御用ノ節ハ御達次第速ニ出頭可為致」
	8月22日	原籍調	上多賀村戸長倉田直平	静岡県令大迫貞清	被告人原籍に付上申
	11月30日	被告人取調／仮口書作成	三島警察署	被告人	被告人爪印／物語形式／「汝ガ明治十三年十一月三十日三島警察署ニ於テ拇印」（明治14年1月25日付糺問書）
	12月1日	原籍調	三島宿戸長三浦丈太郎	静岡県令大迫貞清	被害者原籍に付上申
	12月(日欠)	証告書【送第87号】	三島警察署長八等警部小林昌啓	静岡県警察本署長二等警部鈴樹忠吉	「捕獲ノ上一応訊問スルニ別紙口供之通犯状明確ナル者ニ付証憑検視書類其他共相副及御交付候也」
	12月6日	被告人取調／仮口書作成	（静岡県警察本署）六等警部塚本京太 八等警部吉沢吉蔵	被告人	被告人爪印／「右口供（明治13年11月30日付被告人仮口書）之通尚又静岡警察署ニ於テ御取糺ヲ受ケ聊相違不申上候事」／「同年十二月六日其通り相違ナキ旨ニテ静岡警察署ニ於テ拇印セシ口書」（明治14年1月25日付糺問書）
		糺問判事下調の請求	静岡県警察本署	静岡裁判所糾問掛	罪犯文書・証憑の送致
	12月14日	糾問判事下調／口書作成	糺問掛判事補松岡帰之	長津宇兵衛	「於糺問庭」の記載あり
	12月22日	糾問判事下調／口書作成	糺問掛判事補松岡帰之	藤間金蔵	
	12月24日	糾問判事下調／口書作成	糺問掛判事補松岡帰之	松本自仙	絵図面とも
	12月25日	仮口書読聞せ	静岡県警察本署	被告人	被告人爪印
	12月27日	被告人仮口書等送致【警第992号】	静岡県警察本署	静岡裁判所糾問掛	「過般予審請求致候謀殺犯●●カ犯時ニ着用セシ衣類血ニ染ミタル痕跡無之ニ付尚推糾候処別紙（12月25日付口書）之通供吐候条証拠品相添此段申進候也」

【16】	月日	事項	発信	受信	備考
1881年		依頼書【糺第２号】	静岡裁判所糺問掛	沼津区裁判所糺問係	「糺第弐号ヲ以テ…鈴木佐五右衛門米倉三左衛門中島友次郎等取糺方御依託之趣」（糺第５号）
	1月14日	尋問／口書作成	沼津区裁判所糺問係	渡辺利助	渡邊は佐五右衛門親類／口書に爪印
	1月19日	尋問／口書作成	沼津区裁判所糺問係	中島友次郎	中島は被告人兄／口書に爪印
	1月19日	尋問／口書作成	沼津区裁判所糺問係	米倉三左衛門	米倉は被告人養父／口書に爪印
	1月20日	回答書【糺第５号】	沼津区裁判所糺問係	静岡裁判所糺問掛	渡辺利助、中島友三郎、米倉三左衛門の口書を添付
	1月25日	糺問判事下調／糺問書【明治13年第33号】作成	糺問掛判事補松岡帰之	被告人	被告人爪印／糺問書は問答形式
	1月27日	証憑書類等還付通知【糺第14号】	静岡裁判所糾問掛	静岡県	「被告事件ハ強盗殺人ノ罪質ナリト認定候条証憑書類并物件共相添及御還付候也」
	1月27日	入監延長命令	静岡裁判所糾問掛	被告人	「其方儀鈴木文五郎ヲ殺害セシ事件糺問中拘留申付置ク処更ニ入監申付ル」
	1月27日	検察官への還付通知	静岡裁判所糾問掛	被告人	「其方儀鈴木文五郎ヲ殺害セシ事件今般糺問終結ニ付更ニ検察官へ還付スル条其旨心得可シ」
	2月７日	求判書【第37号】送致	（静岡県警察本署当該官）六等警部塚本京太 八等警部吉沢吉蔵	静岡裁判所	糾問口供、口供、原籍調、一等巡査具申書、鈴木文五郎原籍調、自首書２通、受書、検視書類、始末書を添付（送付目録）
	2月７日	静岡監獄署未決監出火			（明治14年３月11日付糺問書）
		公判初席	（静岡裁判所）掛判事中尾捨吉 判事補三田智周	被告人	
	2月21日	口書読聞せ	判事中尾捨吉 判事補三田智周	被告人	被告人爪印／「三島警察署及ヒ当静岡裁判所糾問係へ申立シ通リ外申上クヘキ儀無御座候事」
	2月21日	公判済	判事中尾捨吉 判事補三田智周		「明治十四年二月廿一日 公判済　判事　中尾捨吉　小印 判事補　三田智周　小印」
	3月11日	監獄出火に付被告人訊問／糺問書作成	静岡裁判所	被告人	被告人爪印／糺問書は物語形式と問答形式の併用
		静岡監獄署へ照会	静岡裁判所刑事課	静岡監獄署	

	月日	事項	発信	受信	備考
	3月14日	静岡裁判所へ回答【往第193号】	静岡監獄署	静岡裁判所刑事課	
	3月15日	監獄出火に付被告人訊問／糺問書作成	静岡裁判所	被告人	被告人爪印／糺問書は問答形式
		擬律案の作成	判事中尾捨吉 判事補三田智周		「持兇器強盗人ヲ殺ス者改定律例第百二十七条中改正条款ニ照シ斬」
		擬律案送致伺	静岡裁判所刑事課・書記	静岡裁判所長	
		擬律案伺	静岡裁判所	東京上等裁判所検事局	擬律案、宣告案を添付
		擬律案伺の送致	東京上等裁判所検事局	東京上等裁判所判事 山根秀介	
		擬律案の審閲	東京上等裁判所判事 山根秀介		「持兇器強盗人ヲ殺ス者改定律例第百二十七条中改正条款ニ照シ斬」
	4月20日	擬律案伺	東京上等裁判所判事 山根秀介	大審院長判事岸良兼養	「右別紙口供遂審閲候間擬律相附シ請批可候也」
		擬律案の批可	大審院		「可（大審院印）」
		大審院批可の通達	大審院	東京上等裁判所	
		大審院批可の通達	東京上等裁判所	静岡裁判所	
		被告人への宣告	静岡裁判所	被告人	宣告案あり

補注）

【村預ケ】明治10年2月9日太政官第17号布告「保釈条例」の附則は、「違警罪又ハ其他ノ刑事被告人ニテ従来親戚又ハ書記区戸長預ケ等ノ先規アルモノハ此保釈条例ト並ニ行フコトヲ得」と規定している。ここから、保釈条例の立法者は新法と（村預等の）旧慣の並存を当然視していたといえる。